

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

発行所 秋 田 市 役 所

編集兼 中 島 修

発行人

印刷人 三 戸 俊 彦

秋田市旭北錦町3番50号

印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

規 則

- 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則および秋田市
児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（第39号）…… 2

告 示

- 専決処分した予算およびその要領について（第253号）…… 2
○平成23年9月秋田市議会定例会において議決を経た予算および
その要領について（第254号）…… 3
○平成23年9月秋田市議会定例会において認定を経た決算および
その要領について（第255号）…… 7
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第256号）……23
○秋田市史の販売に係る収入金の収納事務の委託解除について
（第257号）……23
○市道路線の認定について（第258号）……23
○市道路線の区域決定および供用開始について（第259号）……24
○平成22年度および平成23年度国民健康保険税納税通知書の公示
送達について（第260号）……25
○平成23年度軽自動車税納税通知書の公示送達について（第261
号）……25
○平成23年度第1期および第2期国民健康保険税督促状の公示送
達について（第262号）……25
○生活保護法による介護機関の指定、変更および廃止について
（第263号）……26
○放置自転車等の撤去および保管について（第264号）……26
○サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧規程について（第265
号）……26
○介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について（第
266号）……27
○平成23年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について
（第267号）……27
○差押解除通知書および参加差押解除通知書の公示送達について
（第268号）……27
○生活保護法による医療機関の指定、変更および廃止について
（第269号）……27
○生活保護法による施術者の指定および変更について（第270号）
……27

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第13号）……28

選 管 告 示

- 平成23年9月1日現在で調製した秋田海区漁業調整委員会委員

- 選挙人名簿の縦覧について（第65号）……28

- 河辺郡芝野堰土地改良区総代の任期満了による総選挙について
（第66号）……28

- 河辺郡芝野堰土地改良区総代の総選挙における選挙長および選
挙長職務代理者ならびに選挙立会人の選任について（第67号）
……28

芝 選 挙 長 告 示

- 河辺郡芝野堰土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事
務を行う場所および日時について（第1号）……28
○河辺郡芝野堰土地改良区総代の総選挙における候補者の届出に
ついて（第2号）……29

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第16号）……30

上 水 道 局 告 示

- 指定給水装置工事業者の休止について（第37号）……30
○指定排水設備工事業者の休止について（第38号）……30
○指定給水装置工事業者の指定について（第39号）……31
○指定排水設備工事業者の指定について（第40号）……31

公 告

- 予防接種法によるインフルエンザ定期予防接種について……31
○入札参加希望者の公募について……37
○都市計画事業の図書の写しの縦覧について……38
○入札参加希望者の公募について……38
○入札参加希望者の公募について……39
○一般競争入札の執行について……40
○勝平地区コミュニティセンター改築および勝平児童センター
（仮称）の新築工事に係る特定建設工事共同企業体の入札参加
資格の申請について……41
○土崎消防署本署改築工事に係る特定建設工事共同企業体の入札
参加資格の申請について……42
○入札参加希望者の公募について……44
○ジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風お
よび結核の予防接種について……45
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出につ
いて……45
○差押財産の公売について……45
○麻しん・風しんの第1期および第2期、ジフテリア・破傷風・
百日せきの三種混合および二種混合ならびに日本脳炎の予防接
種について……46
○差押財産の公売について……46
○インフルエンザの予防接種について……47

上下水道局公告

- 入札参加資格の申請の受付について.....47
- 入札参加希望者の公募について.....48
- 入札参加希望者の公募について.....49
- 入札参加希望者の公募について.....50
- 受益者負担金の賦課対象区域について.....51
- 入札参加希望者の公募について.....51
- 入札参加希望者の公募について.....52
- 入札参加希望者の公募について.....53

規 則

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則および秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月12日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第39号

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則および秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正)

第1条 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則(昭和62年秋田市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第5条第11項」を「第5条第12項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に、「同条第13項」を「同条第14項」に、「同条第14項」を「同条第15項」に、「同条第15項」を「同条第16項」に改め、同項第3号中「第5条第5項」を「第5条第6項」に改め、同項第5号中「同条第8項」を「同条第4項に規定する同行援護(以下「同行援護」という。)、同条第9項」に、「同条第10項」を「同条第11項」に、「同条第16項」を「同条第17項」に改め、同条第2項中「第5条第9項」を「第5条第10項」に改める。

別表第5中

「

居宅介護	30分当たり
------	--------

」を
「

居宅介護	同行援護	30分当たり
------	------	--------

」に
改める。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
20 繰越金		千円 941,794	千円 19,354	千円 961,148
	1 繰越金	941,794	19,354	961,148
歳 入	合 計	127,982,601	19,354	128,001,955

(秋田市児童福祉法施行細則の一部改正)

第2条 秋田市児童福祉法施行細則(平成9年秋田市規則第30号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

居宅介護	行動援護	30分当たり
------	------	--------

」を
「

居宅介護	同行援護	行動援護	30分当たり
------	------	------	--------

」に

改め、同表の備考の2中

「4時間30分」を「7時間30分」に、「10」を「16」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第253号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成23年10月4日

秋田市長 穂 積 志

専決第42号

専 決 処 分 書

平成23年度秋田市一般会計補正予算(第4号)の件

上記の件は、次のとおり地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成23年7月15日

秋田市長 穂 積 志

平成23年度秋田市一般会計補正予算(第4号)

平成23年度秋田市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,354千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128,001,955千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 災害復旧費		千円 31,019	千円 19,354	千円 50,373
	1 農林水産施設災害復旧費	2	19,354	19,356
歳 出	合 計	127,982,601	19,354	128,001,955

秋田市告示第254号

平成23年9月29日の「平成23年9月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成23年10月4日

秋田市長 穂 積 志

平成23年度秋田市一般会計補正予算（第5号）

平成23年度秋田市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ396,921千円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128,398,876千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の補正は、「第3表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		千円 23,052,000	千円 66,523	千円 23,118,523
	1 地方交付税	23,052,000	66,523	23,118,523
13 分担金及び負担金		1,150,088	1,065	1,151,153
	1 分担金	1,750	1,065	2,815
15 国庫支出金		20,879,640	38,176	20,917,816
	1 国庫負担金	15,201,572	18,676	15,220,248
	2 国庫補助金	5,568,725	19,500	5,588,225
16 県支出金		7,078,050	51,489	7,129,539
	2 県補助金	3,733,671	51,489	3,785,160
18 寄附金		4,004	230	4,234
	1 寄附金	4,004	230	4,234
20 繰越金		961,148	217,747	1,178,895
	1 繰越金	961,148	217,747	1,178,895
21 諸収入		6,272,420	4,291	6,276,711

	5 雑入	882,447	4,291	886,738
22 市 債		14,930,000	17,400	14,947,400
	1 市債	14,930,000	17,400	14,947,400
歳 入 合 計		128,001,955	396,921	128,398,876

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 20,129,131	千円 94,649	千円 20,223,780
	1 総務管理費	17,995,827	22,673	18,018,500
	2 徴税費	1,100,188	70,000	1,170,188
	3 戸籍住民基本台帳費	565,576	1,976	567,552
3 民 生 費		41,115,014	42,339	41,157,353
	1 社会福祉費	17,841,921	23,303	17,865,224
	2 児童福祉費	14,054,380	19,036	14,073,416
4 衛 生 費		11,829,920	83,000	11,912,920
	3 清掃費	6,474,024	83,000	6,557,024
5 労 働 費		455,866	905	456,771
	1 労働諸費	455,866	905	456,771
6 農林水産業費		2,226,870	18,408	2,245,278
	1 農業費	1,155,342	2,408	1,157,750
	3 林業費	527,284	16,000	543,284
7 商 工 費		6,483,157	17,439	6,500,596
	1 商工費	6,483,157	17,439	6,500,596
10 教 育 費		10,905,716	70,831	10,976,547
	2 小学校費	2,508,928	1,103	2,510,031
	5 社会教育費	2,126,805	68,833	2,195,638
	8 短期大学費	721,171	895	722,066
11 災害復旧費		50,373	69,350	119,723

	1 農林水産施設災害復旧費	19,356	31,250	50,606
	2 公共土木施設災害復旧費	31,015	38,100	69,115
歳 出 合 計		128,001,955	396,921	128,398,876

第2表 債務負担行為補正
(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
各種証明書自動交付システム運用経費	平成23年度～平成24年度	3,633

第3表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額	補 正 額	計			
公共土木施設 災 害 復 旧 費	6,200	9,000	15,200			
農林水産施設 災 害 復 旧 費	—	8,400	8,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる 場合、利率の見直し を行った後において は、当該見直し後の 利率)	政府資金の場合はその融資条件に よる。銀行その他の場合は債権者と 協議して定める。ただし財政の都合 により据置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は低利に借 換することができる。
計	14,930,000	17,400	14,947,400			

平成23年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
平成23年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,132

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,027,046千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 繰越金		千円 1	千円 6,132	千円 6,133
	1 繰越金	1	6,132	6,133
歳 入 合 計		32,020,914	6,132	32,027,046

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 諸支出金		千円 17,696	千円 6,132	千円 23,828
	1 償還金及び還付加算金	17,695	6,132	23,827
歳 出 合 計		32,020,914	6,132	32,027,046

平成23年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）
 平成23年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）
 第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

41,846千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,418,807千円とする。
 2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰 入 金		千円 4,147,376	千円 9,450	千円 4,156,826
	1 一般会計繰入金	3,388,466	9,450	3,397,916
8 繰 越 金		6,046	32,396	38,442
	1 繰越金	6,046	32,396	38,442
歳 入 合 計		24,376,961	41,846	24,418,807

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 316,722	千円 9,450	千円 326,172
	1 総務管理費	316,722	9,450	326,172
7 諸 支 出 金		6,052	32,396	38,448
	1 償還金及び還付加算金	6,052	32,396	38,448
歳 出 合 計		24,376,961	41,846	24,418,807

平成23年度秋田市一般会計補正予算（第6号）
 平成23年度秋田市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）
 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,000千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128,405,876千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		千円 23,118,523	千円 3,500	千円 23,122,023
	1 地方交付税	23,118,523	3,500	23,122,023
16 県支出金		7,129,539	3,500	7,133,039
	2 県補助金	3,785,160	3,500	3,788,660

歳 入 合 計	128,398,876	7,000	128,405,876
---------	-------------	-------	-------------

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 農林水産業費		千円 2,245,278	千円 7,000	千円 2,252,278
	1 農業費	1,157,750	7,000	1,164,750
歳 出 合 計		128,398,876	7,000	128,405,876

秋田市告示第255号

平成23年9月29日の「平成23年9月秋田市議会定例会」において認定を経た決算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成23年10月4日

秋田市長 穂 積 志

平成22年度秋田市病院事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成22年度秋田市病院事業会計決算を議会の認定に付する。

平成22年度秋田市病院事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決算額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 病院事業収益	円 9,310,242,000	円 △141,403,000	円 －	円 9,168,839,000	円 9,181,703,024	円 12,864,024	
第1項 医業収益	8,600,902,000	△209,559,000	－	8,391,343,000	8,387,996,683	△3,346,317	（うち、消費税及び地方消費税相当分 9,741,911円）
第2項 医業外収益	709,339,000	61,733,000	－	771,072,000	787,282,633	16,210,633	（ " 2,187,350円）
第3項 特別利益	1,000	6,423,000	－	6,424,000	6,423,708	△292	

支 出

区 分	予 算 額								決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	合計				
第1款 病院事業費	円 9,382,943,000	円 5,906,000	円 －	円 －	円 －	円 9,388,849,000	円 －	円 9,388,849,000	円 9,223,060,571	円 －	円 165,788,429	
第1項 医業費用	9,200,972,000	△57,277,000	－	－	－	9,143,695,000	－	9,143,695,000	9,009,566,001	－	134,128,999	（うち、消費税及び 地方消費税相当分 107,566,418円）
第2項 医業外費	150,071,000	1,017,000	－	－	－	151,088,000	－	151,088,000	134,544,893	－	16,543,107	
第3項 特別損失	29,900,000	62,166,000	－	－	－	92,066,000	－	92,066,000	78,949,677	－	13,116,323	（うち、消費税及び 地方消費税相当分 4,334円）
第4項 予備費	2,000,000	－	－	－	－	2,000,000	－	2,000,000	－	－	2,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額					決 算 額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計		
第1款 資本的収入	円 668,224,000	円 2,479,000	円 670,703,000	円 —	円 —	円 670,703,000	円 670,702,758	円 △242
第1項 企業債	245,500,000	△15,300,000	230,200,000	—	—	230,200,000	230,200,000	0
第2項 出資金	422,723,000	16,512,000	439,235,000	—	—	439,235,000	439,235,000	0
第3項 固定資産 売却代金	1,000	7,000	8,000	—	—	8,000	7,758	△242
第4項 補助金	—	1,260,000	1,260,000	—	—	1,260,000	1,260,000	0

支 出

区 分	予 算 額							決 算 額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法第 26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額	合計		地方公営企業法第 26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額	合計		
第1款 資本的支出	円 1,073,933,000	円 △6,322,000	円 —	円 1,067,611,000	円 —	円 —	円 1,067,611,000	円 1,061,208,774	円 —	円 —	円 —	円 6,402,226	
第1項 建設費	283,661,000	△6,322,000	—	277,339,000	—	—	277,339,000	270,936,956	—	—	—	6,402,044	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 12,901,758円)
第2項 企業債 償還金	790,272,000	—	—	790,272,000	—	—	790,272,000	790,271,818	—	—	—	182	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額390,506,016円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額374,151円及び過年度分損益勘定留保資金390,131,865円で補てんした。

平成22年度秋田市病院事業損益計算書
(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

	円	円	円
1 医 業 収 益			
(1) 入 院 収 益	5,568,593,079		
(2) 外 来 収 益	2,488,718,585		
(3) そ の 他 医 業 収 益	320,943,108	8,378,254,772	
2 医 業 費 用			
(1) 給 与 費	5,075,561,672		
(2) 材 料 費	2,052,684,486		
(3) 経 費	1,343,818,374		
(4) 減 価 償 却 費	383,251,064		
(5) 資 産 減 耗 費	2,441,387		
(6) 研 究 研 修 費	44,242,600	8,901,999,583	
医 業 損 失			523,744,811
3 医 業 外 収 益			
(1) 他 会 計 負 担 金	544,765,000		
(2) 補 助 金	44,048,423		
(3) そ の 他 医 業 外 収 益	44,667,942		
(4) 他 会 計 補 助 金	151,614,000	785,095,365	
4 医 業 外 費 用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	54,504,923		

(2) 雑 支 出	177,842,642	232,347,565	552,747,800
経 常 利 益			29,002,989
5 特 別 利 益			
(1) 固 定 資 産 売 却 益	6,423,708	6,423,708	
6 特 別 損 失			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 損	78,945,343	78,945,343	△72,521,635
当 年 度 純 損 失			43,518,646
前 年 度 繰 越 欠 損 金			2,498,549,835
当 年 度 未 処 理 欠 損 金			2,542,068,481

平成22年度秋田市病院事業剰余金計算書
(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

欠 損 金 の 部			
	円	円	円
I 欠 損 金			
(1) 前 年 度 未 処 理 欠 損 金			2,498,549,835
(2) 前 年 度 欠 損 金 処 理 額			0
繰 越 欠 損 金 年 度 末 残 高			2,498,549,835
(3) 当 年 度 純 損 失			43,518,646
当 年 度 未 処 理 欠 損 金			2,542,068,481
資 本 剰 余 金 の 部			
I 受 贈 財 産 評 価 額			
1 前 年 度 末 残 高	24,323,636		
2 当 年 度 末 残 高		24,323,636	
II 寄 附 金			
1 前 年 度 末 残 高	8,660,000		
2 当 年 度 末 残 高		8,660,000	
III 補 助 金			
1 前 年 度 末 残 高	384,820,924		
2 当 年 度 発 生 高	1,260,000		
3 当 年 度 末 残 高		386,080,924	
翌 年 度 繰 越 資 本 剰 余 金			419,064,560

平成22年度秋田市病院事業欠損金処理計算書

	円	円	円
1 当 年 度 未 処 理 欠 損 金			2,542,068,481
2 欠 損 金 処 理 額			0
3 翌 年 度 繰 越 欠 損 金			2,542,068,481

平成22年度秋田市病院事業貸借対照表
(平成23年3月31日)

資 産 の 部			
	円	円	円
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		322,370,801	
ロ 建 物	10,350,073,145		
減 価 償 却 累 計 額	6,256,581,824	4,093,491,321	
ハ 構 築 物	137,936,086		
減 価 償 却 累 計 額	97,821,093	40,114,993	
ニ 器 械 備 品	4,494,936,207		
減 価 償 却 累 計 額	3,568,703,632	926,232,575	

ホ 車	両	2,635,638		
減 価 償 却 累 計 額		<u>2,328,450</u>	<u>307,188</u>	
有 形 固 定 資 産 合 計				5,382,516,878
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ 電 話 加 入 権			<u>706,500</u>	
無 形 固 定 資 産 合 計				<u>706,500</u>
固 定 資 産 合 計				5,383,223,378
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 ・ 預 金			1,441,816,882	
(2) 未 収 金			1,508,174,667	
(3) 貯 蔵 品			<u>68,912,706</u>	
流 動 資 産 合 計				<u>3,018,904,255</u>
資 産 合 計				<u>8,402,127,633</u>

		負 債 の 部		
		円	円	円
3 固 定 負 債				
(1) 引 当 金			<u>203,483,000</u>	
固 定 負 債 合 計				203,483,000
4 流 動 負 債				
(1) 未 払 金			606,305,627	
(2) 預 り 金			<u>45,411,209</u>	
流 動 負 債 合 計				<u>651,716,836</u>
負 債 合 計				855,199,836
		資 本 の 部		
5 資 本 金				
(1) 自 己 資 本 金			6,090,094,797	
(2) 借 入 資 本 金				
イ 企 業 債		<u>3,579,836,921</u>		
借 入 資 本 金 合 計			<u>3,579,836,921</u>	
資 本 金 合 計				9,669,931,718
6 剰 余 金				
(1) 資 本 剰 余 金				
イ 受 贈 財 産 評 価 額		24,323,636		
ロ 寄 附 金		8,660,000		
ハ 補 助 金		<u>386,080,924</u>		
資 本 剰 余 金 合 計			419,064,560	
(2) 欠 損 金				
イ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金		<u>2,542,068,481</u>		
欠 損 金 合 計			<u>2,542,068,481</u>	
剰 余 金 合 計				<u>△2,123,003,921</u>
資 本 合 計				<u>7,546,927,797</u>
負 債 資 本 合 計				<u>8,402,127,633</u>

平成22年度秋田市水道事業会計決算認定の件
 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定
 により、平成22年度秋田市水道事業会計決算を議会の認定に付す
 る。

平成22年度秋田市水道事業決算報告書

(1) 収益の収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決算額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 水道事業収益	円 6,998,323,000	円 265,370,000	円 —	円 7,263,693,000	円 7,282,815,168	円 19,122,168	
第1項 営業収益	6,893,466,000	264,582,000	—	7,158,048,000	7,176,244,413	18,196,413	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 335,703,569円)
第2項 営業外収益	104,837,000	△1,123,000	—	103,714,000	104,638,402	924,402	(" 128,344円)
第3項 特別利益	20,000	1,911,000	—	1,931,000	1,932,353	1,353	(" 1,709円)

支 出

区 分	予 算 額								決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	合 計				
第1款 水道事業費用	6,838,368,000	△169,046,000	円 —	円 —	円 —	6,669,322,000	95,375,000	6,764,697,000	6,426,304,851	51,200,000	155,019,449	
第1項 営業費用	6,141,893,000	△209,049,000	—	—	—	5,932,844,000	95,375,000	6,028,219,000	5,700,573,868	51,200,000	144,272,432	継続費繰越額 132,172,700円 (うち、消費税及び 地方消費税相当分 97,236,813円)
第2項 営業外費用	685,575,000	40,003,000	—	—	—	725,578,000	—	725,578,000	718,206,612	—	7,371,388	
第3項 特別損失	9,100,000	—	—	—	—	9,100,000	—	9,100,000	7,524,371	—	1,575,629	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 341,194円)
第4項 予備費	1,800,000	—	—	—	—	1,800,000	—	1,800,000	—	—	1,800,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費繰 越額に係 る財源 充当額	合 計			
第1款 資本的収入	円 2,184,260,000	円 △121,905,000	円 2,062,355,000	円 53,587,000	円 —	円 2,115,942,000	円 1,804,927,795	円 △311,014,205	
第1項 企業債	1,579,000,000	△164,000,000	1,415,000,000	—	—	1,415,000,000	1,170,700,000	△244,300,000	翌年度繰越額 244,300,000円
第2項 出資金	133,924,000	—	133,924,000	—	—	133,924,000	133,924,000	0	
第3項 補助金	229,434,000	36,892,000	266,326,000	53,587,000	—	319,913,000	241,650,000	△78,263,000	翌年度繰越額 72,132,000円
第4項 固定資産 売却代金	10,000	17,000	27,000	—	—	27,000	40,420	13,420	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 597円)
第5項 負担金及び 寄附金	241,892,000	5,186,000	247,078,000	—	—	247,078,000	258,613,375	11,535,375	(" 9,986,500円)

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通 次 繰越額	合計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通 次 繰越額	合計		
第1款 資本的支出	4,728, 円 529,000	△293, 円 020,000	円 —	4,435, 円 509,000	266, 円 224,000	円 —	4,701, 円 733,000	4,123, 円 442,968	265, 円 982,000	178, 円 796,350	444, 円 778,350	133, 円 511,682	
第1項 建設 改良費	2,729, 円 512,000	△293, 円 021,000	—	2,436, 円 491,000	266, 円 224,000	—	2,702, 円 715,000	2,124, 円 425,241	265, 円 982,000	178, 円 796,350	444, 円 778,350	133, 円 511,409	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 94,266,814円)
第2項 企業債 償還金	1,999, 円 017,000	1,000	—	1,999, 円 018,000	—	—	1,999, 円 018,000	1,999, 円 017,727	—	—	—	273	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,318,515,173円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額84,279,717円、減債積立金513,946,497円、過年度分損益勘定留保資金1,607,046,556円及び当年度分損益勘定留保資金113,242,403円で補てんした。

平成22年度秋田市水道事業損益計算書
(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

	円	円	円
1 営 業 収 益			
(1) 給 水 収 益	6,569,309,459		
(2) 受 託 工 事 収 益	114,431,288		
(3) そ の 他 営 業 収 益	156,800,097	6,840,540,844	
2 営 業 費 用			
(1) 原 水 及 び 浄 水 費	1,000,408,960		
(2) 配 水 費	891,815,478		
(3) 給 水 費	262,582,192		
(4) 受 託 工 事 費	254,508,797		
(5) 業 務 費	426,389,053		
(6) 総 係 費	664,148,639		
(7) 減 価 償 却 費	2,055,087,772		
(8) 資 産 減 耗 費	48,396,164	5,603,337,055	
営 業 利 益			1,237,203,789
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,103,770		
(2) 他 会 計 補 助 金	62,846,000		
(3) 雑 収 益	37,560,391	104,510,161	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	568,538,512	568,538,512	△464,028,351
経 常 利 益			773,175,438
5 特 別 利 益			
(1) 固 定 資 産 売 却 益	1,896,467		
(2) 過 年 度 損 益 修 正 益	34,177	1,930,644	
6 特 別 損 失			
(1) 固 定 資 産 売 却 損	309,580		
(2) 過 年 度 損 益 修 正 損	6,873,597	7,183,177	△5,252,533
当 年 度 純 利 益			767,922,905
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金			0
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金			767,922,905

平成22年度秋田市水道事業剰余金計算書
(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

利 益 剰 余 金 の 部			
	円	円	円
I 減 債 積 立 金			
1 前 年 度 末 残 高	0		
2 前 年 度 繰 入 額	513,946,497		
3 当 年 度 処 分 額	<u>513,946,497</u>		
4 当 年 度 末 残 高		0	
II 建 設 改 良 積 立 金			
1 前 年 度 末 残 高	21,433,418		
2 当 年 度 末 残 高		<u>21,433,418</u>	
積 立 金 合 計			<u>21,433,418</u>
III 未 処 分 利 益 剰 余 金			
(1) 当 年 度 純 利 益			<u>767,922,905</u>
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金			<u>767,922,905</u>
資 本 剰 余 金 の 部			
I 受 贈 財 産 評 価 額			
1 前 年 度 末 残 高		7,082,022,749	
2 当 年 度 発 生 高		<u>34,008,407</u>	
3 当 年 度 末 残 高			7,116,031,156
II 補 助 金			
1 前 年 度 末 残 高		10,022,794,946	
2 当 年 度 発 生 高		<u>241,650,000</u>	
3 当 年 度 末 残 高			10,264,444,946
III 寄 附 金			
1 前 年 度 末 残 高		12,128,460,867	
2 当 年 度 発 生 高		<u>248,626,875</u>	
3 当 年 度 末 残 高			12,377,087,742
IV そ の 他 資 本 剰 余 金			
1 前 年 度 末 残 高		<u>372,498,235</u>	
2 当 年 度 末 残 高			<u>372,498,235</u>
翌 年 度 繰 越 資 本 剰 余 金			<u>30,130,062,079</u>

平成22年度秋田市水道事業剰余金処分計算書

	円	円	円
1 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金			767,922,905
2 利 益 剰 余 金 処 分 額			
(1) 減 債 積 立 金		<u>767,922,905</u>	<u>767,922,905</u>
3 翌 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金			<u>0</u>

平成22年度秋田市水道事業貸借対照表
(平成23年3月31日)

資 産 の 部			
	円	円	円
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		2,029,614,362	
ロ 建 物	4,134,665,348		
減 価 償 却 累 計 額	<u>1,756,888,865</u>	2,377,776,483	
ハ 構 築 物	80,754,309,234		
減 価 償 却 累 計 額	<u>28,612,261,045</u>	52,142,048,189	
ニ 機 械 及 び 装 置	13,198,575,259		

減価償却累計額	<u>10,287,516,029</u>	2,911,059,230	
車両運搬具	85,665,172		
減価償却累計額	<u>80,050,710</u>	5,614,462	
へ 工具、器具及び備品	356,699,199		
減価償却累計額	<u>248,769,173</u>	107,930,026	
ト 建設仮勘定		<u>289,831,587</u>	
有形固定資産合計			59,863,874,339
(2) 無形固定資産			
イ 庁舎利用権		1,743,840	
ロ 電話加入権		5,504,600	
ハ ダム利用権		4,044,806,144	
ニ 専用橋利用権		130,921,133	
ホ 施設利用権		<u>20,139,610</u>	
無形固定資産合計			<u>4,203,115,327</u>
固定資産合計			64,066,989,666
2 流動資産			
(1) 現金・預金		4,916,743,284	
(2) 未収金		908,184,557	
(3) 貯蔵品		46,570,350	
(4) 前払金		<u>48,602,000</u>	
流動資産合計			<u>5,920,100,191</u>
資産合計			<u>69,987,089,857</u>

負債の部			
	円	円	円
3 固定負債			
(1) 引当金		<u>2,590,517,071</u>	
固定負債合計			2,590,517,071
4 流動負債			
(1) 未払金		376,036,908	
(2) 預り金		193,385,276	
(3) その他流動負債		<u>1,700,000</u>	
流動負債合計			<u>571,122,184</u>
負債合計			3,161,639,255
資本の部			
5 資本金			
(1) 自己資本金		8,512,723,128	
(2) 借入資本金			
イ 企業債		<u>27,393,309,072</u>	
借入資本金合計			<u>27,393,309,072</u>
資本金合計			35,906,032,200
6 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額		7,116,031,156	
ロ 補助金		10,264,444,946	
ハ 寄附金		12,377,087,742	
ニ その他資本剰余金		<u>372,498,235</u>	
資本剰余金合計			30,130,062,079
(2) 利益剰余金			
イ 建設改良積立金		21,433,418	
ロ 当年度未処分利益剰余金		<u>767,922,905</u>	
利益剰余金合計			<u>789,356,323</u>
剰余金合計			<u>30,919,418,402</u>

資 本 合 計
負 債 資 本 合 計

66,825,450,602

69,987,089,857

平成22年度秋田市下水道事業会計決算認定の件
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定

により、平成22年度秋田市下水道事業会計決算を議会の認定に付する。

平成22年度秋田市下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決算額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 下水道事業 収 益	円 9,355,636,000	円 140,906,000	円 －	円 9,496,542,000	円 9,504,542,018	円 8,000,018	
第1項 営業収益	7,422,787,000	96,249,000	－	7,519,036,000	7,525,411,264	6,375,264	（うち、消費税及び地方消費税相当分 252,873,020円）
第2項 営業外収益	1,932,847,000	43,928,000	－	1,976,775,000	1,977,921,381	1,146,381	（ " 65,980円）
第3項 特別利益	2,000	729,000	－	731,000	1,209,373	478,373	（ " 57,802円）

支 出

区 分	予 算 額								決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	合 計				
第1款 下水道事業 費 用	円 9,114,648,000	円 17,154,000	円 －	円 －	円 －	円 9,131,802,000	円 －	円 9,131,802,000	円 8,962,953,066	円 －	円 168,848,934	
第1項 営業費用	6,824,646,000	34,456,000	－	－	－	6,859,102,000	－	6,859,102,000	6,708,987,575	－	150,114,425	（うち、消費税及び 地方消費税相当分 126,359,156円）
第2項 営業外 費 用	2,281,047,000	△17,365,000	－	－	－	2,263,682,000	－	2,263,682,000	2,248,348,131	－	15,333,869	
第3項 特別損失	6,405,000	63,000	－	－	－	6,468,000	－	6,468,000	5,617,360	－	850,640	（うち、消費税及び 地方消費税相当分 256,275円）
第4項 予 備 費	2,550,000	－	－	－	－	2,550,000	－	2,550,000	－	－	2,550,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	円 3,966,133,000	円 △278,276,000	円 3,687,857,000	円 848,100,000	円 －	円 4,535,957,000	円 3,685,275,985	円 △850,681,015	
第1項 企 業 債	2,374,700,000	△173,900,000	2,200,800,000	500,900,000	－	2,701,700,000	2,131,600,000	△570,100,000	翌年度繰越額 464,800,000円
第2項 出 資 金	898,320,000	－	898,320,000	－	－	898,320,000	898,320,000	0	
第3項 補 助 金	617,200,000	△95,200,000	522,000,000	347,200,000	－	869,200,000	598,041,401	△271,158,599	翌年度繰越額 270,666,954

第4項 負担金	75,912,000	△9,187,000	66,725,000	—	—	66,725,000	57,301,984	△9,423,016	
第5項 固定資産 売却代金	1,000	11,000	12,000	—	—	12,000	12,600	600	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 600円)

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通 次 繰越額	合 計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通 次 繰越額	合 計		
第1款 資本的 支出	7,883, 円 743,000	△235, 円 365,000	円 —	7,648, 円 378,000	1,056, 円 164,000	円 —	8,704, 円 542,000	7,725, 円 231,485	859, 円 218,000	円 —	859, 円 218,000	120, 円 092,515	
第1項 建設 改良費	2,362, 円 496,000	△240, 円 693,000	—	2,121, 円 803,000	1,056, 円 164,000	—	3,177, 円 967,000	2,198, 円 657,905	859, 円 218,000	—	859, 円 218,000	120, 円 091,095	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 88,490,879円)
第2項 企業債 償還金	5,521, 円 247,000	5,328,000	—	5,526, 円 575,000	—	—	5,526, 円 575,000	5,526, 円 573,580	—	—	—	1,420	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,039,955,500円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額24,214,503円、減債積立金532,326,696円、過年度分損益勘定留保資金576,284,716円及び当年度分損益勘定留保資金2,907,129,585円で補てんした。

平成22年度秋田市下水道事業損益計算書
(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

	円	円	円
1 営 業 収 益			
(1) 下 水 道 使 用 料	4,995,845,121		
(2) 他 会 計 負 担 金	2,206,059,000		
(3) そ の 他 営 業 収 益	70,634,123	7,272,538,244	
2 営 業 費 用			
(1) 管 渠 費	395,874,523		
(2) ポ ン プ 場 費	216,737,718		
(3) 処 理 場 費	920,626,135		
(4) 流 域 下 水 道 費	985,431,164		
(5) 業 務 費	322,275,435		
(6) 総 係 費	259,063,565		
(7) 減 価 償 却 費	3,480,795,026		
(8) 資 産 減 耗 費	1,824,853	6,582,628,419	
営 業 利 益			689,909,825
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,008,396		
(2) 他 会 計 補 助 金	1,974,450,000		
(3) 雑 収 益	2,397,102	1,977,855,498	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	2,121,494,531		
(2) 雑 支 出	24,686,829	2,146,181,360	△168,325,862
経 常 利 益			521,583,963
5 特 別 利 益			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 益	1,151,571	1,151,571	
6 特 別 損 失			
(1) 固 定 資 産 売 却 損	63,605		
(2) 過 年 度 損 益 修 正 損	5,297,480	5,361,085	△4,209,514
当 年 度 純 利 益			517,374,449
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金			0
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金			517,374,449

平成22年度秋田市下水道事業剰余金計算書
(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

利 益 剰 余 金 の 部			
	円	円	円
I 減 債 積 立 金			
1 前 年 度 末 残 高	0		
2 前 年 度 繰 入 額	532,326,696		
3 当 年 度 処 分 額	<u>532,326,696</u>		
4 当 年 度 末 残 高		<u>0</u>	
積 立 金 合 計			<u>0</u>
II 未 処 分 利 益 剰 余 金			
(1) 当 年 度 純 利 益			<u>517,374,449</u>
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金			<u>517,374,449</u>
資 本 剰 余 金 の 部			
I 受 贈 財 産 評 価 額			
1 前 年 度 末 残 高		12,616,571,549	
2 当 年 度 発 生 額		<u>175,963,215</u>	
3 当 年 度 末 残 高			12,792,534,764
II 負 担 金			
1 前 年 度 末 残 高		8,490,379,572	
2 当 年 度 発 生 高		68,827,484	
3 当 年 度 処 分 額		<u>24,402,862</u>	
4 当 年 度 末 残 高			8,534,804,194
III 寄 附 金			
1 前 年 度 末 残 高		<u>2,749,899</u>	
2 当 年 度 未 残 高			2,749,899
IV 補 助 金			
1 前 年 度 末 残 高		60,028,388,048	
2 当 年 度 発 生 高		598,041,401	
3 当 年 度 処 分 額		<u>81,254,855</u>	
4 当 年 度 末 残 高			60,545,174,594
翌 年 度 繰 越 資 本 剰 余 金			<u>81,875,263,451</u>

平成22年度秋田市下水道事業剰余金処分計算書

	円	円	円
1 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金			517,374,449
2 利 益 剰 余 金 処 分 額			
(1) 減 債 積 立 金		<u>517,374,449</u>	<u>517,374,449</u>
3 翌 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金			<u>0</u>

平成22年度秋田市下水道事業貸借対照表
(平成23年3月31日)

資 産 の 部			
	円	円	円
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		1,840,647,564	
ロ 建 物	4,455,629,559		
減 価 償 却 累 計 額	<u>477,305,499</u>	3,978,324,060	
ハ 構 築 物	182,933,073,847		
減 価 償 却 累 計 額	<u>22,932,715,458</u>	160,000,358,389	
ニ 機 械 及 び 装 置	20,568,120,678		
減 価 償 却 累 計 額	<u>3,744,312,256</u>	16,823,808,422	

ホ 車 両 運 搬 具	27,460,458		
減 価 償 却 累 計 額	<u>23,712,332</u>	3,748,126	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	27,356,646		
減 価 償 却 累 計 額	<u>18,021,326</u>	9,335,320	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>612,287,262</u>	
有 形 固 定 資 産 合 計			183,268,509,143
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 施 設 利 用 権		9,934,448,171	
ロ 電 話 加 入 権		12,219,200	
ハ 地 上 権		<u>535,762</u>	
無 形 固 定 資 産 合 計			<u>9,947,203,133</u>
固 定 資 産 合 計			193,215,712,276
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 ・ 預 金		1,322,270,824	
(2) 未 収 金		801,369,884	
(3) 前 払 金		187,900,000	
(4) そ の 他 流 動 資 産		<u>100,000</u>	
流 動 資 産 合 計			<u>2,311,640,708</u>
資 産 合 計			<u>195,527,352,984</u>

※この他に次年度以降分割納付分として受益者負担金39,652,103円を予定している。

負 債 の 部			
	円	円	円
3 固 定 負 債			
(1) 企 業 債		2,887,406,793	
(2) 引 当 金		<u>307,480,453</u>	
固 定 負 債 合 計			3,194,887,246
4 流 動 負 債			
(1) 未 払 金		917,709,396	
(2) そ の 他 流 動 負 債		<u>1,698,887</u>	
流 動 負 債 合 計			<u>919,408,283</u>
負 債 合 計			4,114,295,529
資 本 の 部			
5 資 本 金			
(1) 自 己 資 本 金		20,608,525,790	
(2) 借 入 資 本 金			
イ 企 業 債		<u>88,411,893,765</u>	
借 入 資 本 金 合 計		<u>88,411,893,765</u>	
資 本 金 合 計			109,020,419,555
6 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 受 贈 財 産 評 価 額		12,792,534,764	
ロ 負 担 金		8,534,804,194	
ハ 寄 附 金		2,749,899	
ニ 補 助 金		<u>60,545,174,594</u>	
資 本 剰 余 金 合 計			81,875,263,451
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		<u>517,374,449</u>	
利 益 剰 余 金 合 計		<u>517,374,449</u>	
剰 余 金 合 計			<u>82,392,637,900</u>
資 本 合 計			<u>191,413,057,455</u>
負 債 資 本 合 計			<u>195,527,352,984</u>

平成22年度秋田市農業集落排水事業会計決算認定の件
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定

により、平成22年度秋田市農業集落排水事業会計決算を議会の認定に付する。

平成22年度秋田市農業集落排水事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決算額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 農業集落排水 事業収益	円 579,565,000	円 △9,222,000	円 —	円 570,343,000	円 556,391,404	円 △13,951,596	
第1項 営業収益	157,795,000	1,600,000	—	159,395,000	155,615,601	△3,779,399	（うち、消費税及び地方消費税相当分 7,350,556円）
第2項 営業外収益	421,769,000	△10,822,000	—	410,947,000	400,774,340	△10,172,660	（ “ 6円）
第3項 特別利益	1,000	—	—	1,000	1,463	463	（ “ 69円）
第2款 個別排水処理 事業収益	13,203,000	277,000	—	13,480,000	13,460,365	△19,635	
第1項 営業収益	8,610,000	△1,487,000	—	7,123,000	7,103,365	△19,635	（うち、消費税及び地方消費税相当分 337,505円）
第2項 営業外収益	4,593,000	1,764,000	—	6,357,000	6,357,000	0	
合 計	592,768,000	△8,945,000	—	583,823,000	569,851,769	△13,971,231	

支 出

区 分	予 算 額								決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	合計				
第1款 農業集落排水 事業費用	円 559,161,000	円 △9,655,000	円 0	円 —	円 —	円 549,506,000	円 —	円 549,506,000	円 532,731,886	円 —	円 16,774,114	
第1項 営業費用	425,744,000	△2,801,000	—	—	—	422,943,000	—	422,943,000	407,164,699	—	15,778,301	（うち、消費税及び 地方消費税相当分 7,235,367円）
第2項 営業外 費用	132,916,000	△6,854,000	—	—	—	126,062,000	—	126,062,000	125,560,128	—	501,872	
第3項 特別損失	1,000	—	7,000	—	—	8,000	—	8,000	7,059	—	941	（うち、消費税及び 地方消費税相当分 335円）
第4項 予備費	500,000	—	△7,000	—	—	493,000	—	493,000	—	—	493,000	
第2款 個別排水処理 事業費用	19,217,000	△87,000	—	—	—	19,130,000	—	19,130,000	17,410,602	—	1,719,398	
第1項 営業費用	16,294,000	△87,000	—	—	—	16,207,000	—	16,207,000	14,870,597	—	1,336,403	（うち、消費税及び 地方消費税相当分 377,610円）
第2項 営業外 費用	2,823,000	—	—	—	—	2,823,000	—	2,823,000	2,540,005	—	282,995	
第3項 予備費	100,000	—	—	—	—	100,000	—	100,000	—	—	100,000	
合 計	578,378,000	△9,742,000	0	—	—	568,636,000	—	568,636,000	550,142,488	—	18,493,512	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 農業集落排水 事業資本的収入	900,560,000	△296,349,000	604,211,000	—	—	604,211,000	482,532,360	△121,678,640	
第1項 企 業 債	577,900,000	△231,700,000	346,200,000	—	—	346,200,000	331,200,000	△15,000,000	翌年度繰越額 4,500,000円
第2項 出 資 金	107,201,000	2,259,000	109,460,000	—	—	109,460,000	109,460,000	0	
第3項 補 助 金	174,225,000	△56,775,000	117,450,000	—	—	117,450,000	18,728,000	△98,722,000	翌年度繰越額 91,796,000円
第4項 負 担 金	25,405,000	△10,133,000	15,272,000	—	—	15,272,000	7,315,360	△7,956,640	
第5項 基 金 繰 入 金	15,829,000	—	15,829,000	—	—	15,829,000	15,829,000	0	
第2款 個別排水処理 事業資本的収入	37,979,000	△5,852,000	32,127,000	—	—	32,127,000	32,127,100	100	
第1項 企 業 債	12,000,000	2,400,000	14,400,000	—	—	14,400,000	14,400,000	0	
第2項 出 資 金	17,179,000	△8,473,000	8,706,000	—	—	8,706,000	8,706,000	0	
第3項 補 助 金	6,642,000	—	6,642,000	—	—	6,642,000	6,642,000	0	
第4項 負 担 金	2,158,000	221,000	2,379,000	—	—	2,379,000	2,379,100	100	
合 計	938,539,000	△302,201,000	636,338,000	—	—	636,338,000	514,659,460	△121,678,540	

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
第1款 農業集落排水 事業資本的支出	1,056,152,000	△296,916,000	—	759,236,000	—	—	759,236,000	387,903,203	351,062,000	—	351,062,000	20,270,797	
第1項 建 設 改 良 費	814,912,000	△296,945,000	—	517,967,000	—	—	517,967,000	146,635,961	351,062,000	—	351,062,000	20,269,039	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 5,429,067円)
第2項 企 業 債 償 還 金	241,103,000	△3,000	—	241,100,000	—	—	241,100,000	241,098,242	—	—	—	1,758	
第3項 投 資	137,000	32,000	—	169,000	—	—	169,000	169,000	—	—	—	0	
第2款 個別排水処理 事業資本的支出	38,485,000	△5,486,000	—	32,999,000	—	—	32,999,000	32,214,411	—	—	—	784,589	
第1項 建 設 改 良 費	37,222,000	△5,486,000	—	31,736,000	—	—	31,736,000	30,952,175	—	—	—	783,825	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 1,147,488円)
第2項 企 業 債 償 還 金	1,263,300	—	—	1,263,000	—	—	1,263,000	1,262,236	—	—	—	764	
合 計	1,094,637,000	△302,402,000	—	792,235,000	—	—	792,235,000	420,117,614	351,062,000	—	351,062,000	21,055,386	

平成22年度秋田市農業集落排水事業損益計算書
(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

	円	円	円	円
1 農業集落排水事業営業収益				
(1) 農業集落排水施設使用料	147,302,045			
(2) 他 会 計 負 担 金	<u>963,000</u>	148,265,045		
2 個別排水処理事業営業収益				
(1) 個別排水処理施設使用料	2,861,341			
(2) 特定地域生活排水処理施設 使 用 料	<u>3,904,519</u>	<u>6,765,860</u>	155,030,905	
3 農業集落排水事業営業費用				
(1) 管 渠 費	37,260,326			
(2) 処 理 場 費	111,369,119			
(3) 業 務 費	6,956,211			
(4) 総 係 費	12,955,471			
(5) 減 価 償 却 費	<u>231,388,205</u>	399,929,332		
4 個別排水処理事業営業費用				
(1) 個 別 排 水 処 理 施 設 浄 化 槽 費	2,995,600			
(2) 個 別 排 水 処 理 施 設 業 務 費	82,857			
(3) 個 別 排 水 処 理 施 設 減 価 償 却 費	2,947,103			
(4) 特定地域生活排水処理施設 浄 化 槽 費	5,019,700			
(5) 特定地域生活排水処理施設 業 務 費	300,632			
(6) 特定地域生活排水処理施設 減 価 償 却 費	<u>3,147,095</u>	<u>14,492,987</u>	<u>414,422,319</u>	
5 農業集落排水事業営業外収益				259,391,414
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	264,224			
(2) 他 会 計 補 助 金	395,441,000			
(3) 雑 収 益	<u>7,129</u>	395,712,353		
6 個別排水処理事業営業外収益				
(1) 個 別 排 水 処 理 施 設 他 会 計 補 助 金	2,272,000			
(2) 特定地域生活排水処理施設 他 会 計 補 助 金	<u>4,085,000</u>	<u>6,357,000</u>	402,069,353	
7 農業集落排水事業営業外費用				
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	125,560,128			
(2) 雑 支 出	<u>1,439,750</u>	126,999,878		
8 個別排水処理事業営業外費用				
(1) 個 別 排 水 処 理 施 設 支払利息及び企業債取扱諸費	1,031,242			
(2) 特定地域生活排水処理施設 支払利息及び企業債取扱諸費	<u>1,508,763</u>	<u>2,540,005</u>	<u>129,539,883</u>	<u>272,529,470</u>
経 常 利 益				13,138,056
9 農業集落排水事業特別利益				
(1) 過 年 度 損 益 修 正 益	<u>1,394</u>	<u>1,394</u>	1,394	
10 農業集落排水事業特別損失				
(1) 過 年 度 損 益 修 正 損 当 年 度 純 利 益	<u>6,724</u>	<u>6,724</u>	<u>6,724</u>	<u>△5,330</u>
前年度繰越利益剰余金				0
当年度末処分利益剰余金				<u>13,132,726</u>

平成22年度秋田市農業集落排水事業剰余金計算書
(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

利 益 剰 余 金 の 部			
	円	円	円
I 未 処 分 利 益 剰 余 金			
(1) 当 年 度 純 利 益			13,132,726
当年度未処分利益剰余金			<u>13,132,726</u>
資 本 剰 余 金 の 部			
I 負 担 金			
1 開 始 時 現 在 高	567,798,839		
2 当 年 度 発 生 高	<u>9,999,266</u>		
3 当 年 度 末 残 高			577,798,105
II 補 助 金			
1 開 始 時 現 在 高	8,199,927,018		
2 当 年 度 発 生 高	<u>27,601,179</u>		
3 当 年 度 末 残 高			<u>8,227,528,197</u>
翌年度繰越資本剰余金			<u>8,805,326,302</u>

平成22年度秋田市農業集落排水事業剰余金処分計算書

	円	円	円
1 当年度未処分利益剰余金			13,132,726
2 利 益 剰 余 金 処 分 額			
(1) 減 債 積 立 金	<u>13,132,726</u>		<u>13,132,726</u>
3 翌年度繰越利益剰余金			<u>0</u>

平成22年度秋田市農業集落排水事業貸借対照表
(平成23年3月31日)

資 産 の 部			
	円	円	円
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		112,061,783	
ロ 建 物	2,168,572,201		
減 価 償 却 累 計 額	<u>24,916,502</u>	2,143,655,699	
ハ 構 築 物	11,534,476,572		
減 価 償 却 累 計 額	<u>139,262,690</u>	11,395,213,882	
ニ 機 械 及 び 装 置	2,394,002,950		
減 価 償 却 累 計 額	<u>73,289,220</u>	2,320,713,730	
ホ 工 具、器 具 及 び 備 品	269,851		
減 価 償 却 累 計 額	<u>13,991</u>	255,860	
ヘ 建 設 仮 勘 定		<u>121,873,924</u>	
有 形 固 定 資 産 合 計			16,093,774,878
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 電 話 加 入 権		<u>4,176,000</u>	
無 形 固 定 資 産 合 計			4,176,000
(3) 投 資 金			
イ 基 金		<u>122,684,000</u>	
投 資 合 計			<u>122,684,000</u>
固 定 資 産 合 計			16,220,634,878
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 ・ 預 金		375,535,663	
(2) 未 収 金		63,545,276	
(3) 前 払 金		<u>98,096,000</u>	

流動資産合計			537,176,939
資産合計			16,757,811,817
負債の部			
	円	円	円
3 固定負債			
(1) 企業債		24,427,000	
固定負債合計			24,427,000
4 流動負債			
(1) 未払金		142,152,102	
(2) その他流動負債		350,000	
流動負債合計			142,502,102
負債合計			166,929,102
資本の部			
5 資本金			
(1) 自己資本金		1,771,555,422	
(2) 借入資本金			
イ 企業債	6,000,868,265		
借入資本金合計		6,000,868,265	
資本金合計			7,772,423,687
6 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 負担金	577,798,105		
ロ 補助金	8,227,528,197		
資本剰余金合計		8,805,326,302	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	13,132,726		
利益剰余金合計		13,132,726	
剰余金合計			8,818,459,028
資本合計			16,590,882,715
負債資本合計			16,757,811,817

秋田市告示第256号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成23年10月6日

秋田市長 穂 積 志

- 変更があった認可地縁団体の名称
種沢自治会
- 認可年月日
平成23年5月27日
- 変更があった事項およびその内容
特例民法法人が認可地縁団体に移行する場合には、当該特例民法法人から承継した財産の種類及び数量
変更前 当該財産を保有していない。
変更後 所有権を有する不動産
ア 建物 148㎡
イ 土地 1,057,366㎡
ウ 立木 183.51ha
- 変更年月日
平成23年8月25日
- 変更の理由
社団法人雄和種沢自治会の精算人による残余財産の決算承認

に伴い、地縁団体種沢自治会が承継したことによる。

秋田市告示第257号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づく秋田市史の販売に係る収入金の収納事務の委託を、次のとおり解除したので、告示する。

平成23年10月7日

秋田市長 穂 積 志

- 名称、所在地および代表者名
成見書店
秋田市南通みその町3番50号
成見良一
- 解除年月日
平成23年9月29日

秋田市告示第258号

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成23年10月11日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整 理 番 号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
2 0 9 6 3	古川新町 2 号線	榑山古川新町76番 3 地先 榑山古川新町76番 9 地先	
4 1 2 6 5	外旭川八柳 9 号線	外旭川八柳二丁目400番 1 地先 外旭川八柳二丁目401番 4 地先	
4 1 2 6 6	外旭川八柳10号線	外旭川八柳三丁目34番 1 地先 外旭川八柳三丁目 5 番 2 地先	
4 1 2 6 7	土 崎 北 四 丁 目 9 号 線	土崎港北四丁目 7 番 1 地先 土崎港北四丁目 7 番 1 地先	
4 1 2 6 8	将軍野外旭川線	将軍野南三丁目66番 7 地先 外旭川字神宮田36番 5 地先	
5 1 0 3 7	仁井田新田三丁目 17 号 線	仁井田新田三丁目429番 8 地先 仁井田新田三丁目429番 6 地先	
5 1 0 3 8	茨島六丁目29号線	茨島六丁目173番 1 地先 茨島六丁目173番 4 地先	
6 0 8 4 9	新屋関町後15号線	新屋町字関町後187番39地先 新屋町字関町後187番36地先	
6 0 8 5 0	新屋豊町 16 号線	新屋豊町541番 5 地先 新屋豊町541番 8 地先	
6 0 8 5 1	新屋割山町 8 号線	新屋割山町58番20地先 新屋割山町46番92地先	
9 0 4 6 5	薬 師 田 12 号 線	飯島字薬師田140番 1 地先 飯島字薬師田148番 8 地先	
9 0 4 6 6	長野本町 2 号線	飯島長野本町71番27地先 飯島字飯島水尻409番 7 地先	
9 0 4 6 7	飯島新町 1 号線	飯島新町三丁目142番 1 地先 飯島新町三丁目143番 1 地先	
9 0 4 6 8	飯島堀川 2 号線	飯島字堀川84番131地先 飯島字堀川84番131地先	
7 0 6 0 5	堤台二丁目15号線	御所野堤台二丁目 6 番192地先 御所野堤台二丁目 6 番212地先	
7 0 6 0 6	堤台二丁目16号線	御所野堤台二丁目 6 番174地先 御所野堤台二丁目 6 番215地先	
7 0 6 0 7	堤台二丁目17号線	御所野堤台二丁目 6 番150地先 御所野堤台二丁目 6 番152地先	
7 0 6 0 8	堤台二丁目18号線	御所野堤台二丁目 6 番151地先 御所野堤台二丁目 6 番158地先	

2 縦覧期間

平成23年10月11日から同月25日まで

秋田市告示第259号

市道路線の区域決定および供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項および第 2 項の

規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧
に供する。

平成23年10月11日

秋田市道路管理者
秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の 種 類	路 線 名	起 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
市道	古 川 新 町 2 号	榑山古川新町76番 3 地先 榑山古川新町76番 9 地先	64.00	4.00

市道	外旭川八柳 9 号線	外旭川八柳二丁目400番 1 地先 外旭川八柳二丁目401番 4 地先	38.00	4.00
市道	外旭川八柳10号線	外旭川八柳三丁目34番 1 地先 外旭川八柳三丁目 5 番 2 地先	317.00	8.50 ～ 11.90
市道	土 崎 北 四 丁 目 9 号 線	土崎港北四丁目 7 番 1 地先 土崎港北四丁目 7 番 1 地先	85.00	6.00 ～ 9.50
市道	将軍野外旭川線	将軍野南三丁目66番 7 地先 外旭川字神宮田36番 5 地先	966.00	5.00 ～ 7.50
市道	仁井田新田三丁目 17 号 線	仁井田新田三丁目429番 8 地先 仁井田新田三丁目429番 6 地先	50.00	6.00
市道	茨島六丁目29号線	茨島六丁目173番 1 地先 茨島六丁目173番 4 地先	62.00	4.00 ～ 4.50
市道	新屋関町後15号線	新屋町字関町後187番39地先 新屋町字関町後187番36地先	52.50	6.00
市道	新屋豊町 16 号線	新屋豊町541番 5 地先 新屋豊町541番 8 地先	75.00	6.00
市道	新屋割山町 8 号線	新屋割山町58番20地先 新屋割山町46番92地先	185.50	6.00
市道	薬 師 田 12 号 線	飯島字薬師田140番 1 地先 飯島字薬師田148番 8 地先	254.00	6.00 ～ 9.90
市道	長 野 本 町 2 号 線	飯島長野本町71番27地先 飯島字飯島水尻409番 7 地先	310.00	6.50
市道	飯 島 新 町 1 号 線	飯島新町三丁目142番 1 地先 飯島新町三丁目143番 1 地先	32.00	6.50
市道	堤台二丁目15号線	御所野堤台二丁目 6 番192地先 御所野堤台二丁目 6 番212地先	119.00	6.00
市道	堤台二丁目16号線	御所野堤台二丁目 6 番174地先 御所野堤台二丁目 6 番215地先	95.00	6.00
市道	堤台二丁目17号線	御所野堤台二丁目 6 番150地先 御所野堤台二丁目 6 番152地先	109.00	6.00
市道	堤台二丁目18号線	御所野堤台二丁目 6 番151地先 御所野堤台二丁目 6 番158地先	125.00	6.00

2 区域決定および供用開始の期日

平成23年10月11日

3 縦覧期間

平成23年10月11日から同月25日まで

秋田市告示第260号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年10月14日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成22年度および平成23年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第261号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、企画財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年10月14日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成23年度軽自動車税納税通知書

秋田市告示第262号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年10月17日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成23年度第1期および第2期国民健康保険税督促状

秋田市告示第263号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成23年10月18日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
スマート・ケアブ ラン セ ン タ ー	秋田市山王中園町4番31号ー 101号	平成23年 9月15日
いなば内科胃腸科 ク リ ニ ッ ク	秋田市外旭川字待合14番地 3	平成23年 10月1日
外旭川いわま薬局	秋田市外旭川字待合13番地 6	平成23年 10月1日

2 変更

名 称	変 更 事 項（名称・所在地）		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
夜間対応型訪問介護 遙か	ナイトヘルパーステーション日吉坂	夜間対応型訪問介護 遙か	平成23年7月1日
本道の街 デイサービスセンター	太平荘 デイ サービス センター 秋田市太平八田字藤の崎231番地3	本道の街デイサービスセンター 秋田市柳田字川崎138番地	平成23年10月1日
太平荘 訪問看護ステーション	秋田市太平八田字藤の崎231番地3	秋田市柳田字川崎138番地	平成23年10月1日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
御 所 野 ひ か り ク リ ニ ッ ク	秋田市仁井田字横山260番 地1	平成23年 8月31日

秋田市告示第264号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成23年10月18日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

- ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 24台
- イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 8台
- ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成23年9月1日から同月30日まで

(3) 返還を行う時間および場所

- ア 時間 午前10時から午後7時まで
- イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成23年11月1日から平成24年5月1日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課 電話866－2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話834－6497

秋田市告示第265号

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第10条の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧規程を次のとおり定めたので、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第4条の2の規定により告示する。

平成23年10月19日

秋田市長 穂 積 志

サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧規程

（趣旨）

第1条 この規程は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第10条に規定するサービス付き高齢者向け住宅登録簿の閲覧を行う場所（以下「閲覧所」という。）その他閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

（閲覧所）

第2条 サービス付き高齢者向け住宅登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧所は、都市整備部住宅整備課とする。

（閲覧の時間）

第3条 登録簿の閲覧の時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

（閲覧所の定休日）

第4条 閲覧所の定休日は、秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項各号に掲げる日とする。

（閲覧の手続）

第5条 登録簿を閲覧しようとする者は、あらかじめ住所、氏名、年齢および職業を届け出なければならない。

（閲覧所以外への持ち出しの禁止）

第6条 登録簿は、これを閲覧所の外に持ち出すことができない。

（閲覧の停止又は禁止）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者については、その閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) この規程に違反し、又は職員の指示に従わない者
- (2) 登録簿を汚損し、もしくは毀損し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則

この規程は、平成23年10月20日から施行する。

秋田市告示第266号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年10月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成23年度介護保険料納入通知書
平成23年度介護保険料督促状

秋田市告示第267号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年10月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成23年度後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第268号

次の差押解除通知書および参加差押解除通知書は、法人の住所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該差押解除通知書および参加差押解除通知書は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年10月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市中通五丁目1番7号

イトウビル 合資会社

2 送達する書類名

差押解除通知書 4通

参加差押解除通知書 4通

秋田市告示第269号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成23年10月27日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
日 本 調 剤 保 戸 野 薬 局	秋田市保戸野鉄砲町10番6号	平成23年 10月1日
いなば内科胃腸 科クリニック	秋田市外旭川字待合14番地3	平成23年 10月1日
外旭川いわま 薬 局	秋田市外旭川字待合13番地6	平成23年 10月1日

2 変更

開設者氏名	変更事項（名称・所在地）		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
金谷 靖仁	秋田市御所野元 町四丁目14番6 号	秋田市御所野元 町四丁目14番32 号	平成23年 9月15日
吉田 節朗	あきた駅前内科・ 外科クリニック	あきた駅前内科 外科クリニック	平成23年 9月29日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
塩 川 整 形 外 科 医 院	秋田市旭南三丁目1番30号	平成23年 9月21日
御所野ひかり ク リ ニ ッ ク	秋田市仁井田字横山260番地 1	平成23年 8月31日

秋田市告示第270号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成23年10月27日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
鎌田 富一	ふれあい心の サービス秋田 東営業所	秋田市東通一丁目 17番 2 号	平成23年 7 月25日

佐々木隼人	秋田中央接骨 院	秋田市手形字山崎 162番地 2	平成23年 9 月28日
柳山 忠光	あけぼの治療 院	秋田市広面字推子 103番地16	平成23年 9 月12日

2 変更

開設者氏名	変 更 事 項 (名称・所在地)		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
倉持 まり子	マッサージふれあい心のサービス秋田東店 秋田市横森一丁目16番23号	ふれあい心のサービス秋田東営業所 秋田市東通一丁目17番 2 号	平成23年 7 月25日

教 委 告 示

秋田市教委告示第13号

平成23年10月26日午後 3 時30分秋田市教育委員会教育委員会室
に教育委員会定例会を招集する。

平成23年10月21日

秋田市教育委員会

委員長 前 川 重 明

付議案件

秋田市立小、中学校通学区域の一部を改正する件

選 管 告 示

秋市選管告示第65号

平成23年 9 月 1 日現在で調製した秋田海区漁業調整委員会委員
選挙人名簿を、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において
準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第 1 項の規
定に基づき次のとおり縦覧に供するので、漁業法第94条において
準用する公職選挙法第23条第 2 項の規定により告示する。

平成23年10月14日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

1 縦覧期間

平成23年10月20日から同年11月 3 日まで

2 場所

秋田市山王一丁目 2 番34号

秋田市選挙管理委員会事務局

3 時間

午前 8 時30分から午後 5 時まで

秋市選管告示第66号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第 6 条第 1 項の規
定に基づき、河辺郡芝野堰土地改良区総代の任期満了による総選
挙を次のとおり行うことと定めたので、同条第 3 項および第 4 項
の規定により告示する。

平成23年10月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

1 選挙の期日 平成23年11月 7 日

2 投票の時間 午前 9 時から午後 3 時まで

3 選挙区および選挙すべき総代の数

第 1 選挙区 22人

第 2 選挙区 13人

秋市選管告示第67号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第 8 条第 1 項、第
3 項および第 5 項の規定に基づき、平成23年11月 7 日執行の河辺
郡芝野堰土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職
務代理者ならびに選挙立会人を次のとおり選任したので、同令第
8 条第 7 項の規定により、その住所および氏名を告示する。

平成23年10月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

河辺郡芝野堰土地改良区総代の総選挙

選挙長・同職務代理者・選挙立会人一覧表

選挙区	区分	住 所	氏 名
第 1 選挙区	選挙長	秋田市雄和芝野新田字 中台46番地	齊 藤 善 悦
	職 務 代理者	秋田市雄和田草川字大 沢口15番地 1	鈴 木 昇
	選 挙 立会人	秋田市雄和田草川字沖 村119番地	堀 井 進
	選 挙 立会人	秋田市雄和田草川字太 田27番地	黒 崎 博
第 2 選挙区	選挙長	秋田市河辺畑谷字中村 6 番地	稲 垣 靖
	職 務 代理者	秋田市河辺畑谷字大又 153番地	足 利 善 悦
	選 挙 立会人	秋田市河辺戸島字本町 2 番地	酒 田 健 一
	選 挙 立会人	秋田市河辺戸島字中川 原29番地	鈴 木 毅

芝 選 挙 長 告 示

芝選挙長告示第 1 号

平成23年11月 7 日執行の河辺郡芝野堰土地改良区総代の総選挙
における立候補の受付事務を行う場所および日時を次のとおり定
めたので告示する。

平成23年10月31日

河辺郡芝野堰土地改良区総代総選挙

第1選挙区選挙長 齊 藤 善 悦

第2選挙区選挙長 稲 垣 靖

1 場所

秋田市雄和椿川字長者屋敷38番地 1

河辺郡芝野堰土地改良区事務所

2 日時

平成23年10月31日 午前8時30分から午後5時まで

平成23年11月1日 午前8時30分から午後5時まで

芝選挙長告示第2号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第17条の3第1項の規定に基づき、平成23年11月7日執行の河辺郡芝野堰土地改良区総代の総選挙における候補者の届出があったので、同条の3第4項の規定により告示する。

平成23年10月31日

河辺郡芝野堰土地改良区総代総選挙

第1選挙区選挙長 齊 藤 善 悦

第2選挙区選挙長 稲 垣 靖

第1選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職 業
1	平成23年 10月31日	渡 邊 慶 喜	男	秋田市雄和椿川字鹿野戸98番地	昭和24年4月1日	農 業
2	平成23年 10月31日	金 茂 男	男	秋田市雄和椿川字鹿野戸48番地 1	昭和25年9月11日	農 業
3	平成23年 10月31日	舟 山 義 勝	男	秋田市雄和椿川字鹿野戸57番地	昭和24年9月9日	農 業
4	平成23年 10月31日	堀 井 良 美	男	秋田市雄和田草川字沖村42番地	昭和25年9月15日	会社員
5	平成23年 10月31日	深 井 稔	男	秋田市雄和田草川字沖村259番地	昭和26年10月22日	農 業
6	平成23年 10月31日	堀 井 秋 夫	男	秋田市雄和田草川字沖村125番地	昭和26年9月27日	自 営
7	平成23年 10月31日	佐 藤 春 美	男	秋田市雄和田草川字本田134番地	昭和34年2月8日	会社員
8	平成23年 10月31日	長 沼 謙 悦	男	秋田市雄和田草川字本田218番地	昭和27年4月3日	会社員
9	平成23年 10月31日	伊 藤 仁	男	秋田市雄和田草川字太田31番地	昭和31年8月7日	会社員
10	平成23年 10月31日	伊 藤 良 和	男	秋田市雄和田草川字本田182番地	昭和27年9月14日	公務員
11	平成23年 10月31日	池 田 浩富美	男	秋田市雄和田草川字山崎37番地	昭和38年8月26日	会社員
12	平成23年 10月31日	佐 藤 藤 美	男	秋田市雄和田草川字山崎114番地	昭和27年11月22日	会社員
13	平成23年 10月31日	丸 山 邦 春	男	秋田市雄和芝野新田字中台69番地	昭和28年4月6日	農 業
14	平成23年 10月31日	齊 藤 利 廣	男	秋田市雄和芝野新田字上窪3番地 2	昭和25年10月21日	会社員
15	平成23年 10月31日	柏 谷 英 喜	男	秋田市雄和芝野新田字中台76番地	昭和26年4月21日	会 社 役 員
16	平成23年 10月31日	佐 藤 宏	男	秋田市雄和芝野新田字中台115番地	昭和28年2月26日	農 業
17	平成23年 10月31日	佐々木 晃	男	秋田市雄和芝野新田字中台100番地	昭和40年7月4日	農 業
18	平成23年 10月31日	柏 谷 重 春	男	秋田市雄和芝野新田字中台110番地 2	昭和28年5月13日	会社員
19	平成23年 10月31日	堀 井 廣 睦	男	秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地	昭和26年8月30日	自 営
20	平成23年 10月31日	鈴 木 寿	男	秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地11	昭和31年2月25日	会社員

21	平成23年 10月31日	榎 長 夫	男	秋田市四ツ小屋字城下当場104番地	昭和26年 3 月 2 日	農 業
22	平成23年 10月31日	榎 孝 志	男	秋田市四ツ小屋字城下当場 4 番地 6	昭和28年 9 月 4 日	地 方 公務員

第 2 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職 業
1	平成23年 10月31日	堀 井 榮 策	男	秋田市河辺畑谷字中村16番地 1	昭和26年 2 月 6 日	会社員
2	平成23年 10月31日	足 利 肇	男	秋田市河辺畑谷字大又152番地	昭和30年 1 月30日	会社員
3	平成23年 10月31日	足 利 昭	男	秋田市河辺畑谷字大又294番地	昭和29年 9 月16日	自 営
4	平成23年 10月31日	堀 井 建 一	男	秋田市河辺畑谷字丸山200番地	昭和15年 1 月15日	農 業
5	平成23年 10月31日	鎌 田 清 敏	男	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝32番地	昭和23年 4 月 6 日	農 業
6	平成23年 10月31日	佐々木 満	男	秋田市河辺戸島字本町67番地	昭和40年 7 月19日	団 体 職 員
7	平成23年 10月31日	佐々木 昭 夫	男	秋田市河辺戸島字本町252番地	昭和15年12月24日	農 業
8	平成23年 10月31日	鈴 木 金市郎	男	秋田市河辺戸島字本町261番地	昭和15年 2 月 7 日	農 業
9	平成23年 10月31日	川 村 清 晴	男	秋田市河辺戸島字本町137番地	昭和27年 2 月 6 日	会社員
10	平成23年 10月31日	岡 部 金 利	男	秋田市河辺戸島字町尻68番地 3	昭和22年 9 月25日	農 業
11	平成23年 10月31日	関 正 美	男	秋田市河辺戸島字本町286番地	昭和33年 4 月15日	農 業
12	平成23年 10月31日	高 屋 孫三郎	男	秋田市河辺戸島字中川原105番地	昭和23年 8 月28日	農 業
13	平成23年 10月31日	時 田 俊 明	男	秋田市河辺戸島字本町157番地	昭和21年11月 8 日	農 業

農 委 告 示

秋田市農委告示第16号

平成23年10月18日午後 2 時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会
総会を招集する。

平成23年10月11日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件（ 5 件）
- 2 競（公）売等適格証明申請に関する件（ 2 件）
- 3 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件（ 1 件）

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第37号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 7 の規定に基づき、
秋田市指定給水装置工事事業者の休止を行ったので、秋田市水道

事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2
号）第 8 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

平成23年10月 6 日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 指定給水装置工事事業者の休止

指定工事事業者	代表者	所 在 地
高山建設工業 株 式 会 社	西村 敏朗	秋田市飯島字家の下11番地 5

2 休止年月日

平成23年 9 月30日

秋田市上下水道局告示第38号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条の 7 の
規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の休止を行った
ので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田
市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 3 号の規定により告示す
る。

平成23年10月 6 日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 指定排水設備工事業者の休止

指定工事業者	代表者	所 在 地
高山建設工業株式会社	西村 敏朗	秋田市飯島字家の下11番地5

2 休止年月日

平成23年9月30日

秋田市上下水道局告示第39号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成23年10月7日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所 在 地
東 設	伊藤 篤志	男鹿市船川港比詰字オノ神28番地4

2 指定年月日

平成23年10月6日

秋田市上下水道局告示第40号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成23年10月7日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
東 設	伊藤 篤志	男鹿市船川港比詰字オノ神28番地4

2 指定年月日

平成23年10月6日

公 告

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うインフルエンザ定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第5条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年10月1日

秋田市長 穂 積 志

1 予防接種の種類 インフルエンザ定期予防接種

2 予防接種の対象者の範囲

- 65歳以上の者
- 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

3 予防接種を行う期間 平成23年10月1日から平成24年2月29日までの間で各受託医療機関で定める実施日

4 予防接種を行う場所および接種協力医師 別表のとおり

5 予防接種の接種方法および回数 インフルエンザの定期的予防接種は、インフルエンザ HA ワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする。

6 予防接種の対象者から除かれる者

- 明らかな発熱を呈している者
- 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- インフルエンザ予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- インフルエンザの予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者および全身性発疹等のアレルギーを疑う病状を呈したことがある者
- その他予防接種を受けることが不適当な状態にある者

7 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者

- 心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者
- ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

8 他の予防接種を受けている場合の接種間隔 生ワクチンを接種した場合には、接種した日の翌日から起算して27日以上、不活化ワクチン又はトキシoidの場合には、6日以上の間隔をおく。

9 予防接種料金 2,600円、非課税世帯に属する者は2,000円（ただし、生活保護法に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者は無料）。

別表

医療機関名	所在地	医師名
秋田組合総合病院	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	阿部 栄二
		小松 和男
		小松 真紀
		田村 芳一
		畑澤 千秋
		畑澤 孝子
		齊藤 崇
		遠藤 和彦
		犬上 篤
		木津 典久
		小島 壽志
		齋藤 寛
		渡部 博之
		二渡 克弥
		北林 淳
		星野 孝男
		松岡 悟
		村井 肇
		大谷 浩
		下斗米孝之
福井 伸		岸部 俊彦
		谷川 秀郎
		藤井 公生

		米山 和夫			市川 喜一
		和田 勲			伊藤 誠司
		下山 雅朗			水俣 健一
		作左部 大			松尾 重樹
		木村 愛彦			本間 光信
		鶴木 栄樹			中川 正康
		小林 孝			伊藤 伸朗
		阿部 利樹			中山 豊
		村石 健治			芋田 強
		桑原 直行			小泉ひろみ
		吉岡 知巳			小関 史朗
		早川 宏一			佐藤 勤
		東海林 圭			石田 俊哉
		岩崎 洋一			高橋 道
		松本 聖子			福田 惇
		岡根 克己			津田 聡子
		庄司 亮			武田 修
		木下さやか			石田 和子
		藤井 義之			米山 法子
		多田 光範			高橋 まや
		小澤 政豊			工藤 和夫
		後藤 博之			重臣 宗伯
		若林 育子			円山 啓司
		高嶋 悟			平野 義則
		木下 展克			柏倉 剛
		谷川 秀郎			提嶋 真人
		木村 俊介			藤原 敏弥
		木川 顕博			伊藤 武史
		三田亜紀子			中根 邦夫
		鎌田久美子			辻 剛俊
		小野 貴史			三浦 岳史
		今野 則和			石井 元
		菊池 一馬			姉崎有美子
		神 千佳子			小川 和孝
		有波 浩			青木 隼人
		荒井 直樹			柴原 徹
		佐藤 奈央			奈良 育美
		高橋 和之			政井 理恵
		柴田 豊			齊藤 邦江
		保浦 慶之			阿部 正人
		佐々木俊樹			内藤 信吾
		川端 良成			安部俊一郎
		阿部 元			高橋 淳
		大町 康一			藤原 朝子
		渡邊 秀太			柴田 裕
		高木 大地			長谷川 傑
		北舘 明宏			太田 栄
		永田 英哉			若林 俊樹
		大森 佑貴			新保 知規
		佐藤 優洋			藤田 正太
		藤原 康太			星野 良平
		五十嵐竜馬			斎藤 均
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	小松 眞史			木村 善明
		片寄 喜久			野坂 光司

		櫻場 乾 富樫 寿文 阿部 明彦 軽部 裕子 佐藤 亘 齋籐 悦子 齊藤 隆志 佐藤ワカナ 安達 健 関川 浩樹			宮形 滋 宮本 誠也 矢幅 義男 森川 吉英 伊藤 学 渡邊 新 小貫 涉 長谷山俊之 高橋 正喜 戸田 洋
中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	鈴木 敏文 大門 葉子 阿部 徹 栗崎 博 大内 真吾 五十嵐知規 稲葉龍太郎 今井 秀夫 梅津 正矩 大久保 正 小貫 学 小野 厳 小林 芳生 利部 徳子 加賀谷 肇 加藤 充弘 神垣 佳幸 津田 栄彦 清澤 美乃 草薨 芳明 沓澤 理 久保田奉幸 小林 新 小林 志 阪本 亮平 佐藤 知 佐藤 誠 白戸 英雄 進藤 吉明 菅原 厚 角南由紀子 千馬 誠悦 田中 雄一 千葉 満郎 野口 英明 平山 雅士 兎澤 晴彦 成田裕一郎 野坂 恵子 羽瀨由紀子 浜井 啓子 原田 忠 福田 光之 藤原 勝彦			津田 聡子 阿部 史人 安藤 秀明 石塚 純平 伊藤 卓洋 伊藤 行信 大山 翔吾 岡野 朝子 荻野 奈央 上野 知堯 菊谷 祥博 金森 勝裕 倉橋 将宗 小松 博 齋籐 雅也 齋籐 由理 佐藤 純一 佐々木勇人 柴田 暢介 柴田 敬一 菅原 健 杉山 保子 清水清治 高橋 祐子 夏目 奈奈 畠山 雄二 播間 崇記 引地 悠 藤嶋 悟志 松井 研人 三船 大樹 山口 晶子 山田 俊介 山田 晋 山本 夏子 横山 直弘 吉田 泰一 石川 博康 早川 勇二 面川 歩
			アーク循環器クリニック	秋田市広面字谷地沖26番地1	柳澤 宗 柳澤 昌子
			秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7番5号	飯島壽佐美 戸澤 琢磨

		野口真紀子 黒沢 諒 松本 康宏 佐藤 和裕 苗村 育郎 塚本 圭 七海 敏仁 草薨 宏明		いしやま内科腎 クリニック	秋田市外旭川字中谷地67番 地 1	石山 剛
				井谷耳鼻咽喉科 医院	秋田市広面字鍋沼52番地の 1	井谷 修
				石田小児科医院	秋田市広面字蓮沼11番地	石田 明
				石田内科医院	秋田市保戸野中町 6 番48号	石田 明子
				一戸医院	秋田市新屋大川町 9 番 7 号	佐々木浩一 一戸 忠
				稲見外科内科医 院	秋田市保戸野中町 1 番95号	高崎 育男
				今村病院	秋田市下新城中野字琵琶沼 124番地 1	稲庭千弥子 伊藤 研一 塩田 睦 成見 綾 今野 直樹 渡引 康公 矢幅 義男 三浦 義昭 向島 偕 廣田 紘一 下田 直威 藤田 浩樹 齊藤真樹子 寺田 豊 新山 善嗣 長谷川仁志 真鍋 求 湯浅 雅子
				今村記念クリニッ ク	秋田市下新城長岡字毛無谷 地265番地	後藤 敦子 田村 康樹 永澤 博幸
				医療法人健雄会 岩崎医院	秋田市雄和妙法字上大部90 番地 1	岩崎 斉 明石 建
				岩淵内科胃腸科 クリニック	秋田市保戸野中町 7 番16号	岩淵 朗
				岩見三内クリニッ ク	秋田市河辺三内字外川原115 番地	鈴木 彰
				内山内科胃腸科 医院	秋田市大住三丁目 3 番47号	内山 稔朗
				駅前整形外科医 院クリニカ・オ ルト	秋田市中通一丁目 3 番 5 号 秋田キャッスルホテル 2 F	湊 裕子
				越後谷クリニッ ク	秋田市東通仲町 1 番25号	越後谷 武
				えのきこどもク リニック	秋田市八橋田五郎二丁目13 番18号	榎 正行 榎 真美子
				及川医院	秋田市飯島美砂町 9 番11号	及川 光平
				おーくらクリニッ ク	秋田市中通六丁目 1 番24号	大倉 俊弥
				大谷医院	秋田市川元むつみ町 6 番 6 号	大谷 敏男
				大野小児科医院	秋田市南通築地 2 番15号	大野 忠 大野 忠行
秋田東病院	秋田市山内字丸木橋167番 地 3	豊田 堯 亀井眞理子 豊田 学		あきた駅前内科 外科クリニック	秋田市千秋久保田町 3 番15 号三宅ビル 2 F	吉田 節朗
秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地	後藤 時子 武田 忠厚 坂本 哲也 長谷部敬美 高橋 賢一 齊藤 靖 水俣 明子 鈴木 稔 五十嵐三儼 佐藤 浩徳 河村 伸悟		あきたすてらク リニック	秋田市手形字西谷地 1 番地 2	長谷川時生
秋田共立病院	秋田市南通亀の町 2 番23号	小泉 春雄 佐藤 敬文		秋田泌尿器科ク リニック	秋田市広面字谷地沖 6 番地 1	能登 宏光
				秋田メモリアル クリニック	秋田市南通亀の町 7 番26号	渡邊 克夫
				あきたレディー スクリニック安 田	秋田市土崎港中央五丁目 3 番37号	安田 師仁
秋山皮膚科医院	秋田市新屋元町21番10号	秋山まり子		阿部クリニック	秋田市仁井田本町三丁目28 番13号	阿部 豊彦
阿部クリニック	秋田市仁井田本町三丁目28 番13号	阿部 士郎		阿部内科医院	秋田市将軍野東一丁目 7 番 26号	安藤 英樹
新屋駅前耳鼻咽 喉科	秋田市新屋扇町13番 1 号	安藤 英樹		飯川病院	秋田市中通六丁目 1 番21号	福田 二代 小坂 俊光 稲葉龍太郎 今井 秀夫 飯野 健二
				飯島ファミリー クリニック	秋田市飯島新町二丁目12番 1 号	渡邊 秀悦
五十嵐記念病院	秋田市土崎中央一丁目17番 23号	石井 浄基 児玉 隆仁 佐伯 重昭		石川医院	秋田市土崎港相染町字大谷 地35番地	川 浩一 石川 和郎

おのぼ高橋小児科クリニック	秋田市仁井田字中新田78番地	高橋 康	きびら内科クリニック	秋田市新屋天秤野 5 番10号	鬼平 聡
大町内科外科クリニック	秋田市大町一丁目 2 番23号	櫻庭 清	工藤胃腸内科クリニック	秋田市中通一丁目 3 番 5 号 秋田キャスルホテル 2 階	工藤 由比 山口かずえ
小川内科医院	秋田市中通三丁目 3 番55号	島 仁	熊谷内科医院	秋田市中通五丁目 5 番 8 号	熊谷 肇
おきた町診療所	秋田市新屋沖田町 5 番 2 号	川村 隆彦 鈴木 克彦	くらみつ内科クリニック	秋田市山王五丁目10番28号	倉光 智之
おのざき小児科医院	秋田市土崎港中央三丁目 3 番30号	小野崎通彦	桑原内科クリニック	秋田市榎山登町 5 番28号	桑原 敏行
御野場たなかレディースクリニック	秋田市仁井田新田二丁目14番21号	田中 秀則	健生クリニック	秋田市土崎港中央一丁目21番36号	阿部 二郎 阿部 弥生 村田 純治
おのぼ腎泌尿器科クリニック	秋田市仁井田字中新田80番地	佐藤 良延	小泉耳鼻咽喉科	秋田市中通二丁目 1 番41号	小泉 達朗
御野場病院	秋田市御野場二丁目14番 1 号	三浦 莊治 三浦 邦夫 柳生 昭 寺田 邦彦 市原 利晃 多田為久子 小林 佳美 三浦 忠俊 金谷 有子	小泉病院	秋田市中通四丁目 1 番28号	小泉 亮道 湯川 道弘 佐藤 正直 小泉 栄子
お肌のクリニック	秋田市手形住吉町 1 番 3 号 三愛ビル 2 F	豊田 知子	港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目 1 番 5 号	白戸 英雄 梅津 正矩 浜井 啓子 草薨 芳明 小林 新 阪本 亮平 稲葉龍太郎 栗崎 博 角南由紀子 鈴木 敏文 福田 光之 加賀谷 肇 五十嵐知規 佐藤 誠 菊谷 祥博 柴田 敬一 播間 崇記 引地 悠 三船 大樹 堀 正樹
加賀谷こども医院	秋田市御野場新町四丁目 7 番22号	小松 偉子	こころのクリニック	秋田市手形住吉町 1 番 3 号 三愛ビル 2 F	豊田 洋 豊田 倫子
かがや内科医院	秋田市旭川南町13番18号	加賀谷 学	御所野内科クリニック	秋田市御所野元町五丁目 3 番 5 号	細谷 重明
学園通クリニック	秋田市手形田中 5 番47号 1 F	鎌田 誠	御所野ひかりクリニック	秋田市仁井田字横山260番地 1	勝田 光明 勝田麻里子
笠松医院	秋田市中通五丁目 7 番19号	笠松 千秋	後条内科医院	秋田市牛島東七丁目 4 番17号	後条永四郎
鹿嶋医院	秋田市土崎港東四丁目 4 番 70号	鹿嶋 雄治	こどものクリニック	秋田市泉中央五丁目19番18号	佐々木剛一
片岡内科医院	秋田市泉南三丁目17番17号	片岡 英 片岡 仁子	小林胃腸科内科	秋田市八橋田五郎二丁目11番 9 号	小林謙太郎
加藤病院	秋田市河辺戸島字上野 4 番地 3	加藤 征夫 長山 栄子 加藤 倫紀 久場 政博 佐々木義憲	小松内科クリニック	秋田市御野場新町二丁目10番12号	小松 幹雄
金子医院	秋田市土崎港中央六丁目 3 番18号	金子ミサヲ	さが医院	秋田市中通五丁目 1 番16号	嵯峨 大介
鎌田循環器科内科クリニック	秋田市広面字蓮沼87番地 1 ツインクリニックビル	鎌田 滋夫	さくら小児科医院	秋田市桜一丁目 1 番11号	荘司 裕 荘司 靖子
川上医院	秋田市牛島東七丁目 7 番16号	川上 抱負			
川原医院	秋田市手形字山崎194番地 1	川原 浩 川原 聡樹			
木曽医院	秋田市外旭川字八幡田10番地 6	木曽 典一 木曽のり子 木曽 博典			
木村内科クリニック	秋田市新屋田尻沢東町10番 5 号	木村 衛			

佐々木内科・循環器科医院	秋田市土崎港東四丁目5番38号	佐々木 弥	銭谷内科胃腸科クリニック	秋田市川尻上野町1番64号	銭谷 明
笹原内科医院	秋田市大町三丁目4番41号	笹原 秀明	外旭川サテライトクリニック	秋田市外旭川字中谷地46番地	芝山 啓
佐藤内科医院	秋田市将軍野南一丁目10番55号	堂北 忍			須藤まき子
澤口医院	秋田市八橋三和町14番6号	澤口 博			船木 公行
山王胃腸科	秋田市山王二丁目1番49号	最上 栄蔵			佐藤 美佳
		白根東久二			苗村 双葉
		最上希一郎			小原 美子
山王整形外科医院	秋田市山王中島町15番18号	湊 昭策			穂積 恒
		湊 貴至			小野 幸彦
さんのへ耳鼻咽喉科クリニック	秋田市泉東町8番57号	三戸 聡			三浦 進一
山王レディースクリニック	秋田市山王中園町10番35号	津田 晃			飯沼 俊信
設楽産婦人科内科クリニック	秋田市外旭川字前谷地43番地1	設楽 芳宏	高清水医院	秋田市中通六丁目15番6号	高清水三郎
柴田医院	秋田市河辺北野田高屋字黒沼下堤下20番地11	柴田 忍			高清水一善
しかま医院	秋田市保戸野原の町8番38号	四釜 俊夫	たかはしこどもクリニック	秋田市将軍野青山町4番47号	高橋 郁夫
耳鼻咽喉科おのば能登医院	秋田市仁井田字中新田66番地1	能登 弘毅	たわらや内科	秋田市東通館ノ越8番11号	俵谷 幸蔵
島田クリニック	秋田市川元山下町7番21号	島田 堅一	高木内科胃腸科医院	秋田市将軍野南四丁目6番20号	高木 紘一
		島田 俊亮	高橋内科医院	秋田市桜四丁目1番1号	高橋 文夫
下浜診療所	秋田市下浜羽川字下山48番地132	木村 康德	高橋正喜クリニック	秋田市中通六丁目6番15号パークヒルズ中通	高橋 正喜
清水産婦人科クリニック	秋田市広面字糠塚116番地1	清水 靖	武田胃腸クリニック	秋田市大町一丁目6番12号	武田 正人
白根病院	秋田市旭北栄町5番29号	白根 研二	田近医院	秋田市河辺北野田高屋字上前田表76番地1	田近 武彦
		那須 宏	立木医院	秋田市保戸野鉄砲町11番28号	立木 裕
		小野寺佳奈	つかだ泌尿器科クリニック	秋田市飯島新町一丁目1番6号	塚田 大星
		飯塚 政弘	土崎レディースクリニック	秋田市土崎港南三丁目5番5号	松浦 亨
		糸賀 寛	土田小児科医院	秋田市東通六丁目14番30号	土田 蓉子
		越村 淳	土崎病院	秋田市土崎港中央四丁目4番26号	高橋 薫
		伊藤 紘朗			小野 栄二
		後藤 隆			小林 匡
		神 万里夫			志村 道隆
菅原内科クリニック	秋田市寺内堂の沢一丁目4番21号	菅原真砂子	寺田内科医院	秋田市旭南一丁目1番6号	八木 伸夫
杉山医院	秋田市土崎港中央四丁目8番10号	杉山 好廣	つつみ整形外科	秋田市寺内堂ノ沢三丁目8番24号	寺田 俊夫
すずきクリニック	秋田市泉北三丁目17番10号	鈴木 裕之	遠山医院	秋田市横森五丁目21番18号	堤 祥浩
		鈴木 雪子	とおる内科医院	秋田市御所野地蔵田二丁目1番3号ー2	遠山 潤
鈴木内科医院	秋田市中通三丁目3番24号	鈴木 和夫			高橋 徹
鈴木内科胃腸科医院	秋田市牛島東二丁目2番37号	鈴木 俊夫	富田胃腸科内科医院	秋田市新屋豊町10番3号	富田 志郎
須藤医院	秋田市広面字樋ノ口18番15号	須藤 明子	内科・胃腸科高橋医院	秋田市仁井田新田一丁目15番35号	高橋 賛
		須藤 宏久	中込内科医院	秋田市八橋本町三丁目1番5号	中込 晃
清和病院	秋田市柳田字石神59番地	小波蔵安勝	中込内科循環器科クリニック	秋田市仁井田二ツ屋一丁目8番55号	中込恵美子
		藤枝 信夫	中村医院	秋田市千秋城下町5番6号	中村 淑子
		山崎好日児			
		倉田 譲			
		野宮 順一			

ながめま内科	秋田市土崎港中央六丁目2番24号	飯塚 政弘
		相良 志穂
		堀江 泰夫
		大山 幸子
にいだ内科循環器科クリニック	秋田市仁井田新田三丁目14番17号	小田嶋 貢
にいつ内科クリニック	秋田市広面字樋の沖20番地1	新津 秀孝
にしのみやこども医院	秋田市広面字蓮沼21番地5	西宮 藤彦
新田医院	秋田市泉一ノ坪26番23号	新田 晋
		新田 格
はしづめクリニック	秋田市山王新町19番28号	橋爪 隆弘
橋本愛隣医院	秋田市広面字近藤堰越78番地1	橋本 禎嗣
長谷山内科医院	秋田市中通三丁目3番43号	長谷山俊之
はたの循環器クリニック	秋田市横森三丁目1番9号	波多野宏治
濱島医院	秋田市保戸野すわ町15番20号	濱島 由紀
		遠山 佳子
		大場 麗奈
		柿崎有美子
はらだ小児科医院	秋田市山王中園町2番16号	原田 健二
針生産婦人科・内科クリニック	秋田市広面字近藤堰添49番地1	針生 秀樹
		針生 峰子
ひがし稲庭クリニック	秋田市下北手松崎字岩瀬124番地	廣田 紘一
		渡引 康公
ひもり内科・消化器科クリニック	秋田市外旭川八幡田一丁目11番40号	檜森 昌門
平野いたみのクリニック	秋田市川尻御休町5番40号	平野 勝介
広面ファミリークリニック	秋田市広面字土手下52番地2	石川 正道
福島内科医院	秋田市南通宮田15番46号	福島 幸隆
福田胃腸科クリニック	秋田市広面字家の下34番地1	福田 健
藤田内科	秋田市東通八丁目1番41号	藤田 馨士
藤盛レディースクリニック	秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センターアルヴェ4 F	藤盛 亮寿
細谷病院	秋田市南通宮田3番10号	細谷 煥英
		細谷 重直
		細谷貴美子
		細谷 優子
本間医院	秋田市山王中園町3番14号	本間真紀子
真崎耳鼻咽喉科医院	秋田市土崎港中央六丁目8番3号	真崎 雅和
松岡内科クリニック	秋田市中通一丁目3番46号	松岡 一志
三浦小児科内科医院	秋田市新屋勝平町2番25号	三浦 靖徳

水沢医院	秋田市茨島四丁目6番37号	水沢 広和
		安藤 秀明
		進藤 吉明
湊小児科医院	秋田市中通五丁目7番34号	湊 元志
港町内科皮膚科	秋田市土崎港中央六丁目13番25号	鈴木 信愛
南浦医院	秋田市榎山本町1番32号	南浦 光昭
みやざわペインクリニック	秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センターアルヴェ4 F	宮澤 一治
向島医院	秋田市土崎港中央三丁目5番10号	向島 偕
		水口 直樹
		小林 美樹
		渋谷 友美
大場 麗奈		大場 麗奈
村山クリニック	秋田市将軍野南五丁目12番19号	村山 仁
ものお耳鼻科クリニック	秋田市榎山川口境8番24号	桃生 勝巳
森川内科・呼吸器科クリニック	秋田市新屋表町3番18号	森川 昌利
もろおか医院	秋田市土崎港南二丁目3番64号	師岡 長
やすおか小児科医院	秋田市保戸野千代田町14番9号	安岡 健二
柳田医院	秋田市手形田中4番15号	柳田 龍一
やばせ内科クリニック	秋田市八橋本町五丁目8番31号	俵谷 博信
山川内科	秋田市東通一丁目25番22号	山川 博
		添野 武彦
山岸クリニック	秋田市大住四丁目12番47号	山岸 逸郎
雄和さくらクリニック	秋田市雄和新波字竹の花42番地1	日下 尚志
吉田胃腸科内科クリニック	秋田市山王中園町10番30号	吉田 司
吉成医院	秋田市下新城中野字琵琶沼211番地18	吉成俊太郎
		吉成 仁
吉成皮膚科クリニック	秋田市将軍野桂町33番地18	吉成 力
米山内科医院	秋田市大町五丁目4番49号	米山 泰夫
わたぬき小児科医院	秋田市広面字谷地田33番地3	綿貫 桃代

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成23年10月3日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は、次のとおりである。

委 託 名	委 託 箇 所	履 行 期 間	入 札 参 加 要 件
市指定有形文化財旧松倉 家住宅機械警備業務委託	秋田市旭南二丁目 7 番29号	契約日から平成24 年 3 月31日まで	過去 5 年間に於いて、指定文化財（国指定・県指定・市町村指定のいずれか）の機械警備業務の実績があること。

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

ア 秋田市内に本社、支店および営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

ウ 秋田市指名停止措置要綱第 2 条第 1 項の規定による指名停止期間中の者でないこと。

エ 租税に滞納がないこと。

2 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成23年10月11日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）

イ 過去 5 年間に於ける指定文化財（国指定・県指定・市町村指定のいずれか）の機械警備業務委託の実績調書（様式 2） 契約書の写しを添付すること。

ウ 納税証明書 写し可

(ア) 消費税（税務署で、「未納税額のない証明用」の発行を受けること。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 消費税・法人市民税は直近の営業年度のもの
納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本（個人営業の方は住民票） 写し可

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年10月 4 日(火)から同月11日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 F
秋田市教育委員会文化振興室

ウ 申込用紙 秋田市ホームページから入手すること。

3 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成23年10月20日(木) 午前10時

(2) 入札の場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 F
秋田教育委員会教育委員会室

(3) 入札保証金 免除

(4) 契 約 日 平成23年10月21日(金)（予定）

(5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該

金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

エ 本件については、最低制限価格を予定価格の10分の 6 以上の範囲内で設定しており、これを下回った入札者は落札者とならないので注意すること。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加申込者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果の通知は、平成23年10月18日(火)までに行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間 平成23年10月 4 日(火)から同月19日(水)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 F
秋田市教育委員会文化振興室

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しない。

(3) 問い合わせ先

秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 F

秋田市教育委員会文化振興室

電話 018-866-2246

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第 1 項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成23年10月 5 日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画事業の種類および名称

秋田都市計画道路事業

3・4・66号 千秋久保田町線

2 縦覧時間

午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市建設部道路建設課

秋田市公告

秋田市役所本庁舎（市民談話室）に飲料自動販売機を設置し、

運営する事業者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

平成23年10月 5 日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 入札名	秋田市庁舎自動販売機設置場所貸付			
(2) 貸付場所および最低落札価格	物件番号	貸付場所・台数	貸付面積	予定価格（年額・税抜き） ※最低落札価格
	1	本庁舎市民談話室・1台 （A E D仕様条件付）	1台につき 1.21㎡程度	269,700円
(3) 貸付期間	平成23年12月1日から平成27年3月31日まで			
(4) 入札参加要件	① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。 ② 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。 ③ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ④ 市税の滞納がないこと。 ⑤ 法人にあっては秋田市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田市内で営業を営んでいること。 ⑥ 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の経験を有し、平成22年度および平成23年度において、全て誠実に履行した実績を有すること。			
(5) 入札参加申込み				
	受 付 期 間	平成23年10月5日(火)から同月25日(火)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで）		
	受 付 場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部管財課庁舎管理担当		
(6) 指名（非指名）通知	平成23年10月28日(金)までにF A Xで通知			
(7) 入札				
	日 時	平成23年11月1日(火) 午後1時30分		
	場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所山王別館2階 会議室		
	入 札 保 証 金	免除		
(8) 契約日	平成23年11月7日(月) （予定）			

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する者は、平成23年10月25日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 入札参加申込書

イ 法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し（法人の場合）、住民票の写し（個人の場合）

ウ 納税証明書（写し可）

秋田市に納めた固定資産税、法人市民税（個人営業の者は個人市民税）

エ 誓約書（平成22年度および平成23年度における実績を確認できる契約書等の写しを添付）

オ アおよびエの様式については、秋田市のホームページから入手すること。

カ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者に指名通知する。

イ 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。

ウ 指名通知および非指名通知は、F A Xで行う。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 落札者は、予定価格以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行ったものとする。

(4) その他

入札および契約上の条件等については、「秋田市庁舎自動販売機設置事業者募集要項」を確認すること。

3 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市総務部管財課庁舎管理担当

電話 018-866-2053

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年10月 5 日				
秋田市長 穂 積 志				
1 入札に付する事項				
(1) 入札に付する業務は、次のとおりである。				
ア 業 務 名 秋田市立小・中学校廃棄物収集、運搬処理業務				
イ 履行場所 秋田市立小中学校				
ウ 履行期間 契約締結の日から平成24年 1 月31日(火)まで				
(2) 入札参加要件				
ア 秋田市内に本社、支店、営業所等を有していること。				
イ 秋田市一般廃棄物収集運搬業許可業者であること。				
ウ 秋田市および秋田県の産業廃棄物収集運搬業許可業者であること。				
エ 廃棄物を収集する 2 t 以上のトラックを 2 台以上有すること。				
オ 租税に滞納がないこと。				
カ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。				
キ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。				
2 入札に関する事項				
(1) 入札の日時 平成23年10月20日(木) 午前 9 時				
(2) 入札の場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階 秋田市教育委員会「教育委員会室」				
(3) 入札保証金 免除				
(4) 契 約 日 落札が決定した日から平成23年10月26日(木)まで				
(5) 注 意 事 項				
ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。				
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。				
ウ 予定価格の10分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。				
エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。				
3 入札参加申込みに関する事項				
(1) 入札に参加を希望する者は、平成23年10月13日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。				
ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）				
イ 営業経歴書（様式 2）				
ウ 納税証明書				
(ア) 消費税および地方消費税（税務署で、『未納税額のない証明用（その 3）』の発行を受けること。）				
(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人営業の者は、平成22年度個人市民税）				
(ウ) 秋田市に納めた平成22年度固定資産税				
※ 申請日前 3 か月以内のもの				
※ 法人市民税は、直近の事業年度のもの				
※ (イ)および(ウ)については、各納付書の写しでも可				
※ 個人営業の者で個人市民税が非課税の場合は、非課税証明書				
エ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）				
※ 申請日前 3 か月以内のもの				
※ 個人営業の者は、住民票				
オ 秋田市一般廃棄物収集運搬業許可証の写し				
カ 秋田市および秋田県の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し				
(2) 申込書等の提出 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。				
(3) 申込書等の受付 申込書等は、次のとおり受け付ける。				
ア 受付期間 平成23年10月 5 日(木)から同月13日(木)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで				
イ 受付場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 3 階 秋田市教育委員会総務課企画経理担当				
ウ 申込用紙 秋田市教育委員会総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。				
4 指名に関する事項				
(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。				
(2) 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。				
(3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年10月17日(月)に行う。				
5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項				
(1) 閲覧期間 平成23年10月 5 日(木)から同月13日(木)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで				
(2) 閲覧場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 3 階 秋田市教育委員会総務課企画経理担当				
6 その他				
(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。				
(2) 提出された申込書等は、返却しない。				
(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先 秋田市教育委員会総務課企画経理担当 電話 018－826－9023				
秋田市公告				
市有物件の売払いについて、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項の規定に基づき、公告する。				
平成23年10月 7 日				
秋田市長 穂 積 志				
1 売払物件の表示				
	所 在 地	地 目	地 積	最低落札価格
1	秋田市八橋田五郎二丁目78番 3 外 2 筆	宅地	118.26㎡	6,421,518円

2	秋田市新屋元町127番19外1筆	宅地	2,211.97㎡	15,856,064円
3	秋田市四ツ小屋字城下当場253番2外1筆	宅地	2,039.25㎡	21,819,975円
4	秋田市雄和椿川字奥椿岱12番8外8筆	原野	3,004.93㎡	12,320,213円

2 入札参加者の資格

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市職員研修棟第2研修室（2階）
(2) 入札 平成23年10月31日(月) 午前10時
(入札申込受付は、午前9時から午前9時55分まで)
(3) 開札 入札締切後、直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部管財課

5 入札保証金

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
(2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に振り替えることができる。
(3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは、落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は、認めないものとする。
(2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

- (1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金（契約金額の100分の10以上で入札保証金充当分を差し引く。）を納めなければならない。
(2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売払代金

契約者は、契約締結後14日以内に売払代金（契約保証金充当分を差し引く。）を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 売払物件の案内日時および場所

- (1) 秋田市八橋田五郎二丁目78番3外2筆
日 時 平成23年10月21日(金)午前10時から午前11時まで
集合場所 現地
(2) 秋田市新屋元町127番19外1筆
日 時 平成23年10月21日(金)午前10時から午前11時まで
集合場所 現地
(3) 秋田市四ツ小屋字城下当場253番2外1筆
日 時 平成23年10月21日(金)午前10時から午前11時まで
集合場所 現地
(4) 秋田市雄和椿川字奥椿岱12番8外8筆

日 時 平成23年10月21日(金)午前10時から午前11時まで
集合場所 現地

秋田市公告

次のとおり勝平地区コミュニティセンター改築および勝平児童センター（仮称）新築工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成23年10月18日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は共同企業体による工事である。
(2) 工 事 番 号 他工 第32号
(3) 工 事 名 勝平地区コミュニティセンター改築および勝平児童センター（仮称）新築工事
(4) 工 事 場 所 秋田市新屋松美ガ丘東町1443番地31ほか1筆
(5) 工 事 概 要

本体工事

敷地面積 2,912.98㎡
構造規模 鉄骨造 2階建て
基礎形式 摩擦杭
昇降機設備 6人乗り 1基
建築面積 726.44㎡
延べ面積 1,299.50㎡

- 1階床面積 652.56㎡
2階床面積 646.94㎡

- 1階部屋構成 事務室、遊戯室、図書・集会室、和室（1・2）、調理室、便所ほか
2階部屋構成 多目的ホール、器具庫、会議室（1・2）、便所ほか

外構工事

準備（既存撤去）工事・外構整備工事

- (6) 工 事 期 限 平成24年9月28日(金)
(7) 予 定 価 格 288,470,000円（消費税別）
(8) 開 札 予 定 期 日 平成23年11月9日(水)
(9) 仮契約予定期日 平成23年11月11日(金)
(10) 注 意 事 項

- ア この入札は電子入札により執行する。
イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。
エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 共同企業体に関する事項
ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者3社による自主結成とする。

イ 各構成員の出資比率は、20パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

代表者要件

ア 公告日時において、秋田市の建築一式工事のA級に等級格付されていること。

イ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において、1級に該当する技術者が3人以上いること。

ウ 当該工種の総合点数が850点以上であること。

エ 建築工事業における特定建設業の許可を有すること。

オ 建築工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。

カ 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

キ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

代表者以外の構成員要件

ア 公告日時において、秋田市の建築一式工事のA級又はB級に等級格付されていること。ただし、代表者以外の構成員については、A級2社の組合せ又はA級とB級それぞれ1社の組合せとすること。

イ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術者が3人以上いること。

ウ 建築工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。

エ 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

オ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

(1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成23年10月24日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1）

イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2）の写し

ウ 施工実績調書（建築工事について、元請けとしての施工実績を記載すること。また、共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については、契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと（様式3）。）

エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと（様式4）。）

オ 誓約書（様式5）

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年10月18日(火)から同月24日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市総務部契約課工事契約担当

ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

(1) 市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年11月1日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。

(4) 入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成23年11月1日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、同月10日(木)午後5時までに返却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

(1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。

(2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部

秋田市山王一丁目2番35号

（市役所山王別館1階）

電 話 018-863-2581

F A X 018-863-6556

(3) 販売期間 平成23年10月18日(火)から同年11月2日(木)までの販売店の営業時間内

(4) 設計図書の販売価格 1式 38,480円（設計書 1,280円、図面 37,200円）（税込み）（CD-ROM 有（1枚 1,000円））

(5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）により、平成23年11月2日(木)までにF A Xで販売店へ申し込むこと。

(6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。

(7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である（無料）。

(8) 閲覧期間 平成23年10月18日(火)から同年11月8日(火)午後3時までの販売店の営業時間内

(9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）を持参すること。

6 その他

(1) 申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

(3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。

(4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市総務部契約課工事契約担当

電話 018-866-2165

秋田市公告

次のとおり土崎消防署本署改築工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成23年10月18日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は共同企業体による工事である。
- (2) 工 事 番 号 他工 第33号
- (3) 工 事 名 土崎消防署本署改築工事
- (4) 工 事 場 所 秋田市土崎港西四丁目2番10号
- (5) 工 事 概 要 埋設物探査工事 一式
杭打ち工事 70箇所
本署建設工事
RC造2階建て（PH1階）2,996㎡
訓練棟建設工事
主塔 RC造6階建て 380㎡
副塔 RC造2階建て 478㎡
泡消火剤タンク基礎設置工事 1箇所
地下防火水槽設置工事 PC製 40㎡
危険物庫建設工事 CB造平屋建て
9.56㎡
外構工事 一式
- (6) 工 事 期 限 平成25年4月26日(金)
- (7) 予 定 価 格 782,950,000円（消費税別）
- (8) 開 札 予 定 期 日 平成23年11月9日(水)
- (9) 仮契約予定期日 平成23年11月11日(金)
- (10) 注 意 事 項 ア この入札は電子入札により執行する。
イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。
エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 共同企業体に関する事項
ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者3社による自主結成とする。
イ 各構成員の出資比率は、20パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。
- (2) 共同企業体の構成員に関する事項
代表者要件
ア 公告日時において、秋田市の建築一式工事のA級に等級格付されていること。
イ 当該工種で経営事業審査の技術職員区分において、

1級に該当する技術者が3人以上いること。

ウ 当該工種の総合点数が850点以上であること。

エ 建築工事業における特定建設業の許可を有すること。

オ 建築工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。

カ 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

キ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

代表者以外の構成員要件

ア 公告日時において、秋田市の建築一式工事のA級又はB級に等級格付されていること。ただし、代表者以外の構成員については、A級2社の組合せ又はA級とB級それぞれ1社の組合せとすること。

イ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術者が3人以上いること。

ウ 建築工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。

エ 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

オ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成23年10月24日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1）
イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2）の写し
ウ 施工実績調書（建築工事について、元請けとしての施工実績を記載すること。また、共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については、契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと（様式3）。）
エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと（様式4）。）
オ 誓約書（様式5）

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年10月18日(火)から同月24日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市総務部契約課工事契約担当

ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年11月1日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあった e-mail アドレスに対して通知する。

- (4) 入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成23年11月1日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、同月10日(木)午後5時までに返却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。
- (2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部
秋田市山王一丁目2番35号
(市役所山王別館1階)
電 話 018-863-2581
F A X 018-863-6556
- (3) 販売期間 平成23年10月18日(火)から同年11月2日(木)までの販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 1式 61,720円(設計書 2,320円、図面 59,400円)(税込み)(CD-ROM 有(1枚 1,000円))
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)により、平成23年11月2日(木)までにF A Xで販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望

日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。

- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である(無料)。
- (8) 閲覧期間 平成23年10月18日(火)から同年11月8日(火)午後3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)を持参すること。

6 その他

- (1) 申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市総務部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成23年10月19日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務は、次のとおりである。

委 託 名	委 託 箇 所	履 行 期 間	入 札 参 加 要 件
市内遺跡遺物データ整備業務委託	秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下23-2ほか	着手日から平成24年3月16日まで	埋蔵文化財出土遺物の写真撮影とデータのデジタル化業務の実績があること。

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市内に本社、支店もしくは営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ウ 秋田市指名停止措置要綱第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。
- エ 租税に滞納がないこと。

2 入札参加申込に関する事項

- (1) 入札に参加を希望するものは、平成23年10月26日(木)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1)
- イ 過去における埋蔵文化財出土遺物の写真撮影とデータのデジタル化業務の実績調書(様式2(契約書の写しと成果品を添付すること。))
- ウ 納税証明書(写し可)
- (ア) 消費税(税務署で、「未納税額のない証明用」の発行を受けること。)
- (イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主は個人市民税)
- (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
- ※ 消費税・法人市民税は直近の営業年度のもの。納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産

税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本(写し可)

- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成23年10月19日(木)から同月26日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4F
秋田市教育委員会文化振興室
- ウ 申込用紙 秋田市ホームページから入手すること。

3 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成23年11月4日(金) 午前11時
- (2) 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4F
秋田市教育委員会文化振興室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 平成23年11月9日(木)
- (5) 注 意 事 項
ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加申込者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成23年11月1日(火)までに行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成23年10月19日(水)から同年11月2日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時とする。
- (2) 閲覧場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4F
秋田市教育委員会文化振興室

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 問い合わせ先
秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4F
秋田市教育委員会文化振興室
電話 018-866-2246

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年10月20日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
山 田 俊 介	秋田赤十字病院 秋田市上北手猿田字苗代沢222番地の1

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成23年10月20日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名ならびに住所

ア 名 称 ホーマック株式会社

代表取締役社長 石 黒 靖 規

イ 住 所 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号

- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地

ア 名 称 ホーマック広面店

イ 所在地 秋田県秋田市広面字鍋沼63番1

- (3) 小売業を行う者の名称および代表者の氏名ならびに住所

ア 名 称 ホーマック株式会社

代表取締役社長 石 黒 靖 規

イ 住 所 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号

- (4) 大規模小売店舗を新設する日

平成24年6月15日

- (5) 店舗面積の合計 4,606.40㎡

- (6) 駐車場の収容台数 184台

- (7) 駐輪場の収容台数 186台

- (8) 荷さばき施設の面積 317.00㎡

- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 43.75㎡

- (10) 小売業を行う者の開店時間および閉店時間

ア 開店時間 午前7時

イ 閉店時間 午後9時

- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午後9時30分まで

- (12) 駐車場の出入口の数

屋上駐車場 2箇所

平面駐車場 2箇所

- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

- 2 届出年月日 平成23年10月14日

- 3 関係書類の縦覧場所および期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課

- (2) 縦覧期間 平成23年10月20日から平成24年2月20日まで

- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課

- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名および住所

- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成23年10月20日

秋田市長 穂 積 志

1 公売財産の内容

- (1) 公 売 財 産 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり

- (2) 公売保証金 3,400,000円

- (3) 見 積 価 額 34,000,000円

2 公売日時

- (1) 参加申込期間

平成23年11月4日(金)午後1時から同月17日(木)午後11時まで

- (2) 入札期間

平成23年11月25日(金)午後1時から同年12月2日(金)午後1時まで

(3) 開札

平成23年12月2日(金) 午後1時

3 公売場所

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ
(<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>)

4 公売方法

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札

5 売却決定日時

平成23年12月9日(金) 午前10時

6 売却決定場所

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市企画財政部特別滞納整理課

7 買受代金納付期限

平成23年12月9日(金) 午後2時30分

8 買受人についての資格その他の要件

地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。

9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。

10 権利移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

11 危険負担移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

12 権利移転に伴う費用

公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となる。

13 消費税等の取扱い

土地付建物は、「非課税財産」と「課税財産」が混在する「混在財産」のため、見積価格に既に消費税相当額を含んでいる。

14 公売保証金

入札に当たり、1の(2)の公売保証金の納付が必要となる。

15 その他

(1) 公売財産に入札しようとする者(以下「入札者」という。)

は、参加申込期間に所定の入札参加申込手続が必要である。

(2) 入札は、入札期間中に1回のみ可能である。なお、一度行った入札については、入札者の都合による取消しおよび変更はできない。

(3) 滞納金額の完納等により、公売を中止することがある。

(4) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。

(5) 落札者又は買受人が義務を履行しないときは、公売保証金は市に帰属する。

(6) 公売財産の土地の一部は駐車場として使用されているが、その賃貸借等の詳細については、不明である。

(7) 公売財産の建物については、建築時期(昭和43年)、構造(鉄筋コンクリート)および用途(事務所)から吹付アスベスト等が使用されている可能性があり、アスベストの使用の詳細については、不明である。

(8) 公売財産内の動産類を撤去する場合および賃借人に対し明渡しを求める場合は、買受人が行うものとする。

秋田市公告

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定に基づ

き行う麻しん・風しんの第1期および第2期、ジフテリア・破傷風・百日せきの三種混合および二種混合ならびに日本脳炎の予防接種について、同法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年10月25日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
吉 田 節 朗	あきた駅前内外科クリニック 秋田市千秋久保田町3番15号 三宅ビル 2 F

秋田市公告

地方税法(昭和25年法律第226号)がその例とする国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成23年10月28日

秋田市長 穂 積 志

1 公売財産の内容

別紙「公売財産の表示」(省略)のとおりに

2 公売日時

(1) 参加申込期間

平成23年11月4日(金)午後1時から同月17日(木)午後11時まで

(2) 入札期間

平成23年11月25日(金)午後1時から同月27日(日)午後11時まで

(3) 開札

平成23年11月28日(月) 午前10時

3 公売場所

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ
(<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>)

4 公売方法

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札

5 売却決定日時

平成23年11月28日(月) 午前10時

6 売却決定場所

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市企画財政部特別滞納整理課

7 買受代金納付期限

平成23年12月5日(月) 午後2時30分

8 買受人についての資格その他の要件

地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。

9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。

10 権利移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

11 危険負担移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

12 権利移転に伴う費用

公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となる。

13 消費税の取扱い

見積価額、最高価申込価額および落札価額には、消費税相当額を含む。

14 その他

- (1) 滞納金額の完納等により、公売を中止することがある。
- (2) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
- (3) いかなる理由があっても、引渡財産の返品はできない。
- (4) 花瓶、タンス、デープルワゴン（キャスター付き）、籐整理タンス（6段）および洋服タンスについては直接引取りが可能であること。
- (5) 秋田市は、かし担保責任を負わない。

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うインフルエンザ定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年10月31日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
三 船 大 樹	中通総合病院
近 野 勇 樹	秋田市南通みその町3番15号
愛 川 肇	愛川整形外科クリニック 秋田市仁井田路見町7番11号
稲 葉 宏 次	いなば内科胃腸科クリニック 秋田市外旭川字待合14番3号

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり汚水処理施設整備交付金（農業集落排水施設）金足1期地区第03503号（管路）工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成23年10月4日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は共同企業体による工事である。
- (2) 工事番号 下農集 第5号
- (3) 工 事 名 汚水処理施設整備交付金（農業集落排水施設）金足1期地区第03503号（管路）工事
- (4) 工事場所 秋田市金足岩瀬字岩瀬地内ほか
- (5) 工事概要 管きょ工（開削）
内径250mm管布設工 L＝ 319.50m
内径150mm管布設工 L＝1,769.40m
内径150mm圧送管布設工 L＝ 274.20m
内径100mm圧送管布設工 L＝ 86.20m
内径 75mm圧送管布設工 L＝ 85.00m
組立3号マンホール設置工 2箇所
組立2号マンホール設置工 1箇所
組立1号マンホール設置工 61箇所
小型マンホール（塩ビ）設置工 37箇所
小型マンホール（C o）設置工 2箇所
取付管およびます設置工 58箇所

付帯工 一式

- (6) 工事期限 平成24年3月23日（金）
- (7) 予定価格 148,543,000円（消費税別）
- (8) 開札予定期日 平成23年10月26日（水）
- (9) 契約予定期日 平成23年11月1日（火）
- (10) 注意事項

ア この入札は電子入札により執行する。

イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 共同企業体に関する事項

ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。

イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

代表者要件

ア 公告日時において、秋田市の一般土木工事A級に等級格付されていること。

イ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において、1級に該当する技術者が3人以上いること。

ウ 当該工種の総合点数が850点以上であること。

エ 土木工事業における特定建設業の許可を有すること。

オ 土木工事業の許可を有しての営業年数が6年以上あること。

カ 土木工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

キ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

代表者以外の構成員要件

ア 公告日時において、秋田市の一般土木工事A級に等級格付されていること。

イ 土木工事業の許可を有しての営業年数が6年以上あること。

ウ 土木工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

エ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成23年10月7日（金）までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1）

- イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2）の写し
 ウ 施工実績調書（共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと（様式3）。）
 エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに提出し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと（様式4）。）
 オ 誓約書（様式5）

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年10月4日(火)から同月7日(金)までの毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市総務部契約課工事契約担当

ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 上下水道事業管理者が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。
 (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。
 (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年10月18日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあった e-mail アドレスに対して通知する。
 (4) 入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成23年10月18日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、同月27日(木)午後5時までに返却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。
 (2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部

秋田市山王一丁目2番35号（市役所山王別館1階）
 電 話 018-863-2581
 F A X 018-863-6556

- (3) 販売期間 平成23年10月4日(火)から同月19日(木)までの販売店の営業時間内
 (4) 設計図書の販売価格 1式 1,640円（税込み）（CD-ROM 無）
 (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）により、平成23年10月19日(木)までに FAX で販売店へ申し込むこと。
 (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
 (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である（無料）。
 (8) 閲覧期間 平成23年10月4日(火)から同月25日(火)午後3時までの販売店の営業時間内
 (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）を持参すること。

6 その他

- (1) 申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。
 (2) 提出された申請書等は、返却しない。
 (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
 (4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
 秋田市総務部契約課工事契約担当
 電話 018-866-2165

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
 平成23年10月7日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修 繕 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第27号 豊岩浄水場場内用水配管修繕	秋田市豊岩豊巻字 上野164番地	平成24年1月31日	機械器具設置工事A級 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
 イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
 エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
 オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であ

ると認められる者でないこと。

- カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として本業務に配置できること。
 キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成23年10月25日(火) 午後2時30分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

入札保証金 免除

契約予定日 平成23年10月27日(木)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年10月18日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
- イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（（別記様式2（省略））資格者証の写しを添付）
- (2) 申込書等の提出
- 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
- 申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成23年10月7日(金)から同月18日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4

時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年10月21日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成23年10月7日(金)から同月24日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
- 秋田市上下水道局総務課管財係
- 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成23年10月7日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修 繕 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第28号 バタフライ弁整備	秋田市旭川南町地 内他5箇所	平成24年1月31日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 水道施設工事A級 ② 口径400mm以上の水道用バタフライ弁の設置又は点検整備の実績があること（元請・下請は問わない。）。 （基本的要件については、別に記載）

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「水道施設工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から水道施設工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できる

こと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成23年10月25日(火) 午後3時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

入札保証金 免除

契約予定日 平成23年10月27日(木)

注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年10月18日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
- イ 施工実績調書（別記様式2（省略））および契約書等の写し
- ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（（別記様式3（省略））資格者証の写しを添付）
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成23年10月7日(金)から同月18日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
- 上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年10月21日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成23年10月7日(金)から同月24日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成23年10月14日
秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修 繕 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第29号 下面影橋水管橋補修修繕	秋田市八橋本町六丁目地内	平成24年2月29日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 秋田市総務部契約課に鋼構造物工事で登録されていること。 ② 口径300mm以上の水管橋架設又は修繕の実績があること（元請・下請は問わない。）。 （基本的要件については、別に記載）

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市総務部契約課に建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に

基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成23年11月1日(火) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館2階 会議室（庁舎裏）
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成23年11月4日(金)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がないときは、再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成23年10月25日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））

イ 施工実績調書（別記様式2（省略））および契約書等の写し

ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（（別記様式3（省略））資格者証の写しを添付）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年10月14日(金)から同月25日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない

場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年10月28日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成23年10月14日(金)から同月31日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成23年10月17日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平
賦課対象区域

下新城中新野琵琶沼、仁井田露見町、横森三丁目、仁井田二ツ屋二丁目、外旭川八柳二丁目、金足下刈字北野（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道認可区域内にある土地）

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年10月21日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号	修 繕 名	修 繕 場 所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第30号	水管橋補修修繕	秋田市飯島字寄進田 地内他1箇所	平成24年 3月15日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 一般塗装工事A級 ② 塗装技能士（鋼橋塗装作業）の資格者を配置できること。 （基本的要件については、別に記載）

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「一般塗装工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から一般塗装工事のA級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

エ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

オ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中で

ないこと。

カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること（塗装技能士（鋼橋塗装作業）と兼務可）。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成23年11月8日(火) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

入札保証金 免除

契約予定日 平成23年11月10日(木)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年11月1日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
- イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式2（省略））および資格者証の写し
- ※ 主任技術者と塗装技能士（鋼橋塗装作業）が兼務しない場合は、各々の資格・工事経歴を提出すること。
- (2) 申込書等の提出
- 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
- 申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成23年10月21日(金)から同年11月1日(火)まで

の土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年11月2日(火)午後1時に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成23年10月21日(金)から同年11月7日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
- 秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年10月21日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修 繕 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第31号 排泥池掻寄機レール交換	秋田市仁井田字新中島221番地2（仁井田浄水場内）	平成24年1月13日	機械器具設置工事A級 （基本的要件については、別に記載）

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続

開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成23年11月8日(火) 午前10時20分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館2階 会議室（庁舎裏）

入札保証金 免除

契約予定日 平成23年11月10日(木)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成23年11月1日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））

イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（（別記様式2（省略））資格者証の写しを添付）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年10月21日(金)から同年11月1日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年11月2日(水)午後1時に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成23年10月21日(金)から同年11月7日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年10月28日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

番 号	物 件 名	納 品 場 所	納入期限	賃貸借期間
長期第23-10号	八橋下水道終末処理場電話設備賃貸借	秋田市八橋本町六丁目12番15号	平成23年12月1日	平成23年12月1日から 平成28年11月30日まで

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。

イ 上記物件の納入・設置ができるほか、賃貸借契約を行える業者であること。

（上記物件において、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可）

ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

オ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成23年11月10日(木) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館2階 会議室（庁舎裏）

入札保証金 免除

契約予定日 平成23年11月14日(月)

注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得

を遵守の上、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成23年11月7日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 賃貸借業者との関係を示す覚書等の写し（入札参加者が

直営で賃貸借できない場合、あらかじめ賃貸借契約が可能な業者との間で契約（覚書等）を締結し、リース料率の部分を伏せた写しを提出すること。）。ただし、賃貸借契約を行える業者は不要

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年10月28日(金)から同年11月7日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年11月8日(火)午後に通知する。

5 設計書および仕様書等の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成23年10月28日(金)から同年11月11日(金)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434